

| 肥料名稱  | (A) 要配給量                | (B) 現在入荷量               | (C) 農家配給量              | 入荷配給率       |             | 備考                           |
|-------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------|-------------|------------------------------|
|       |                         |                         |                        | (B)<br>(A)% | (C)<br>(A)% |                              |
| 窒素質肥料 | 一〇、〇三六 <small>噸</small> | 一〇、二五〇 <small>噸</small> | 八、〇二五 <small>噸</small> | 一〇二         | 八〇          | 農家配給量については十一月末日迄には完了の見込みである。 |
| 磷酸質肥料 | 七、三〇五                   | 六、九二一                   | 六、一二四                  | 九五          | 八四          |                              |
| 加里質肥料 | 一、三六八                   | 一、三七四                   | 九五〇                    | 一〇〇         | 七〇          |                              |

(ロ) 緑肥

秋播緑肥種子の配給については今期間において、更に北海道産豌豆九五石、熊本縣産蚕豆二三七石の入荷を見たので、これが配給を行ない秋播緑肥種子の配給を完了した。

緑肥の栽培奨励については今後強力に推進して地力の維持増進と生産費を低下し農家経営の安定を期したい。

(ハ) 酸性土壌改良運動の実施（農業五カ年計画の一）

土壌中の石灰分の流亡と戦時中より肥料施用量の不足により地力が減退し、更に酸性肥料の連用等によつて最近耕地の大部分が酸性に傾いて農業生産の増強上障害となつてゐることは各種の試験成績によつて見ても明らかであるので、之が改良を図るため主として本年播付の麦を対象として全縣下に酸性土壌改良運動を展開し、之が啓蒙と指導の徹底を期した。

更に実施については農事試験場の調査によつて、最も酸性度の強い八幡村外二十三カ町村を酸性土壌改良中核町村として選定し、簡易土壌酸度検定器三二〇個を無償交付して科学的に土壌酸度を検定し、之により農家の納得した石灰の施用を奨励し成果を得た。

酸性土壌改良のための石灰についても十一月末日迄に大略五、〇〇〇屯の入荷配給を完了した。（前年度二、五〇〇屯程度）

(ニ) 肥料の需要量調査

農業再生産資材として最も必要である肥料の生産については漸次戦前の域に達して来た。一方、肥料の価格差補給金の削減によつて価格の値上りと農家経済の窮迫に伴つて肥料の配給も有効需要に即應せしめるため、縣下全農家に亘つて肥料の需要量調査を行つた。その結果は次の通りである。

(1) 昭和二十五年一―七月間需要量

| 肥料別   | (A) 昭和二十五年一―七月間<br>農家需要量 | (B) 昭和二十四年<br>同期の配給実績 | 備考 |
|-------|--------------------------|-----------------------|----|
|       | 窒素質肥料                    | 一五、五〇二 屯              |    |
| 磷酸質肥料 | 九、五九二                    | 五、一五三                 |    |
| 加里質肥料 | 三、三二二                    | 九七〇                   |    |

(2) 昭和二十四肥料年度(昭和二十四年八月―昭和二十五年七月間)に対する需要量

| 肥料別   | (A) 昭和二十四年八月―<br>昭和二十五年七月 | (B) 昭和二十四年一月―<br>十二月配給実績 | (C) 昭和十三年<br>消費実績 | 比<br>(A)/(B)<br>% | 率<br>(A)/(C)<br>% |
|-------|---------------------------|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|       | 窒素質肥料                     | 二六、六七八 屯                 | 二〇、〇三九 屯          |                   |                   |
| 磷酸質肥料 | 一五、八二六                    | 一一、四二九                   | 一九、八六七            | 一二七               | 八〇                |
| 加里質肥料 | 四、九五六                     | 二、三三八                    | 二、六九〇             | 二二二               | 一八四               |

備考 昭和十三年消費実績は従来最高の数字である。

本調査は価格の値上りを前提として各農家より申告集計したものであるが、昭和二十五年一月七月間について見ると前年同期の実績に対し窒素  
 質肥料において一、五倍磷酸質肥料において一、九倍加里質については実に三、三倍の増となっており、これによれば農家の肥料についての要  
 求が極めて高いことがわかる。

然し内容的には購入資金の関係等により現在の配給量程度のところもある。

なお年間の需要量にしても相当上廻り特に従来最高の消費年度の昭和十三年を凌駕していることは注目に値する。

(ホ) 肥料検査及び取締

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 配合肥料分析件数     | 一六件 |                |
| 統制外肥料分析件数    | 二二件 |                |
| 肥料製造免許附與件数   | 一二件 |                |
| 肥料工場設備調査件数   | 一五件 |                |
| 肥料賣買營業免許附與件数 | 一三件 | 廢業一件           |
| 肥料認可件数       | ナシ  |                |
| 肥料取締法違反者告發件数 | 四件  | 内譯 檢察廳二件、検査所二件 |
| 論示件数         | 一〇件 |                |

## 4 農業用資材

## (イ) 農業用噴霧機の巡回修理

食糧増産運動の一環として八月八日より二十二日に至る十五日間農業用噴霧機巡回修理班を編成派遣して農家の利便に供したが、その成績は左記の通りである。

修理班派遣箇所数 甲府市外二一カ町村

派遣技術者延人員 四八名

総修理台数 三三〇台

## (ロ) 農機具、農機ゴムの配給

今期配給した指定農機具中主なるものは犁三二五台、動力耕轉機一二台、畑中耕除草機六五台、噴霧機二八六台、人力脱穀機五〇台、動力脱穀機五二五台、収摺機六〇台、唐箕七八台、万石二〇台、なわな機二三五台、葉切機一〇〇台、繭毛羽取器一、一八〇台、精米機二四台、精麦機一、製粉機一六台である。

農機ゴムの今期配給量はゴムロールにおいて各銘柄及び大きさ別の会計数量は二、一二四箇、繭毛羽取器用ゴムベルトは各種の合計三八七枚、ゴムホースにおいては各型名合計二、一〇〇呎である。

## (ハ) 農業用薬剤の配給

農事試験場の病虫害発生予察による害虫発生の予報は平年に比し、大発生するものと認められたので、其の防除の徹底を期するため、農業の配給については萬全の措置を講じていたが、予報に反し発生比較的少なく、ために配給量も左記の通り少量である。

昭和二十四年八月十一月迄指定農薬割当配給数量

(ニ) 薬工品の生産集荷配給

(A) 今期中の薬工品の生産集荷配給数量

| 品名        | 市町村需要量 | 農林省割当数量     | 割当配給数量 |
|-----------|--------|-------------|--------|
| 農薬名       |        |             |        |
| 砒酸鉛       | 一、五一九疋 | 二、〇〇〇疋      | 一、五〇〇疋 |
| 砒酸石灰      | 四三二    | 一、〇〇〇       | 五〇〇    |
| 除虫菊粉      | 四六一    | 一、〇〇〇       | 五〇〇    |
| D D T 乳劑  | 八四〇    | 一、〇〇〇       | 一、〇〇〇  |
| D D T 水和劑 | 1      | 一、〇〇〇       | 1      |
| B H C 粉劑  | 一、三八四  | 五、〇〇〇       | 一、五〇〇  |
| B H C 水和劑 | 一、八〇五  | 二〇〇         | 二〇〇    |
| 硫酸ニコチン    | 九四〇封度  | (緊急用) 三八〇封度 | 二二三封度  |
| 農用石鹼      | 九四〇    | 三八〇         | 二三三    |

  

| 種類 | 区分 | 單位 | 生産數量  | 集荷數量 | 配給券發給數量 |
|----|----|----|-------|------|---------|
| 収  |    |    | 一、一八八 | 七四三  | 一、二三六   |

|   |   |        |        |        |
|---|---|--------|--------|--------|
| 延 | 枚 | 二四、六一一 | 二九、八〇六 | 二四、一三五 |
| 繩 | 貫 | 三二、二二二 | 七三、八六三 | 七七、九八二 |

(B) 昭和二十五農工品年度(自昭和二十四年十一月) 同二十五五年十月) における本縣農工品の出荷割当数量は呎一五、〇〇〇枚、延八〇、〇〇〇枚、繩二五〇、〇〇〇貫に決定し、十一月これが郡市別割当を完了した。

なお同年前半期(自十一月) における販完業者として卸売業者二、小売業者一〇九が登録された。

7 農業災害補償

(イ) 昭和二十四年産麦保険金の支拂

被害面積 四、九五九、九町 被害率 二六、一%

支拂保険金 三三、二〇三、三〇五円 支拂率 一〇、三%

(ロ) 農作物及び蚕繭の引受

| 區分   | 共済目的      |            |            |            |             |              | 合計         |
|------|-----------|------------|------------|------------|-------------|--------------|------------|
|      | 水         | 陸          | 蠶          |            |             | 繭            |            |
| 共済面積 | 一四、九四、七町  | 四四、二〇町     | 四七、七三四瓦    | 一六九、七五瓦    | 三二、六七〇瓦     | 九三、一九瓦       |            |
| 共済金額 | 八六、三六、七〇円 | 八、五九七、三五〇円 | 八一、三〇、九三〇円 | 三八、〇五、七〇〇円 | 五三、六三六、〇〇〇円 | 一六二、八九三、六三〇円 | 七三、六六、一四〇円 |

(ハ) 家畜共済の推進

第五國會通過の農業災害補償法一部改正に基ずく、家畜共済加入義務の推進協議会を八月末日までに縣及び各地方事務所において開催、十一月

末日現在全町村を終了した。

家畜共済加入及び支拂状況(十月末日現在)

加入頭数 一、二二七頭

牛 四四五 馬 二三一 細羊 四二九 山羊 六三 種豚 五九

引受共済金額 一九、八六七、〇〇〇円

支拂共済金額 四九〇、六六六円 支拂率 四、〇五%

(二) 家畜診療所の増設

| 家畜診療所 | 名稱 | 開設   |    | 計數 |
|-------|----|------|----|----|
|       |    | 前期まで | 本期 |    |
|       |    | 四    | 一  | 五  |

錦生家畜診療所(十一月七日開設)

8 葡萄酒醸造業振興対策(農業五カ年計画の一)

(イ) 葡萄酒醸造業振興協議会の結論

さきに官、公、民の学識経験者をもつて組織した農村工業振興協議会は本縣の重要農村工業の一つである葡萄酒醸造業の振興方策をとりあげ、数回に亘つて研究討議の結果大要左の通りの振興方策が樹立された。

(A) 應急振興策

## (1) 酸敗葡萄酒の調査処理をなすこと。

本県の在庫葡萄酒の中には戦時中、酒石酸を大量に採取したる等のため相当酸敗しているものがあり、極度に声價を失墜し斯業不振の最大原因をなしているのに鑑み、縣は早急に酸敗酒の実態調査を実施しその実情に應じて処理を指導し、もつて酸敗酒の掃を凶り縣産葡萄酒の聲價の昂揚をはかること。

## (2) 販路開拓のため左の方策を講ずること。

1 製品の縣管検査（任意検査）を実施して合格品に対しては一定の証紙を貼付して品質の保証をなすこと。

2 販売免許の緩和をはかること。

3 縣幹旋の下に東京都酒販業者代表と縣の醸造業者代表との懇談会を開催すること。

## (3) 葡萄酒の特殊性に鑑み酒税の軽減をはかること。

## (B) 恒久振興策

決定的結論には到達しなかつたが、左の二つの方策をとるべきであるとの意見が有力であつた。

(1) 今後の葡萄酒醸造は大衆の嗜好に適合した日本独特の葡萄酒（比較的甘味の強いもの）を造ることに重点をおくべきこと。

(2) 中小工場を一丸とした協同組合連合会の如きものを設けて資材の共同購入、品質の改善統一、共同宣傳販売等を一元的かつ強力に行うべきこと。

## (ロ) 酸敗葡萄酒の実態調査並びにこれが処理

## (A) 酸敗葡萄酒の実態調査



葡萄酒醸造業振興協議会の答申に基き十月下旬より十一月上旬に亘り酸敗酒の実態調査を実施した。

この調査は大蔵省、東京国税局、関係税務署、山梨大学等の協力を得て縣下三〇カ市町村二〇四工場の在庫葡萄酒五、一七八石を対象として官能検査並びに分析検査の二方法を併用して細密に実施したが、その結果左の如くで酸敗酒が予想以上に多かつた。

(一) 酸敗酒と判定されたものは合計一、九八九石(総在庫石数の三八、四%)にして、その程度により左の四つに区分される。

(A) 葡萄酒に更生し得るもの。二一五石

(B) 蒸溜して「原料ブランデー」若くは「アルコール」になし得るもの。九五六石

(C) ビネガー(葡萄酒酢)又は「ソース」の原料になし得るもの。四九一石

(D) 廃棄すべきもの。三二七石

(E) 健全葡萄酒と判定されたもの。三、一八九石(六一、六%)

(B) 酸敗葡萄酒の処理

前記酸敗酒を合理的に処理するため、これが処理に関する協議会を開催した結果、左の具体的処理要領が決定された。

酸敗葡萄酒の処理要領

#### 一、方 針

酸敗酒はその保管長きに亘るときは酸敗の程度を増し、且つ他の健全酒に悪影響を及ぼすので速かに処理しなければならない。これがため次の如く処理要領を定め業者の自覚と努力を基盤とし縣並びに国税局、税務署の協力の下に迅速且つ的確にこれを実施し(遅くも本年末迄にこれが処理を完了することを目標とする)以て本縣特産葡萄酒の声價の劇期的昂揚を図らんとする。

## 二、酸敗酒の区分

官能検査及び分析検査に基き酸敗酒を左の通り区分する。

- (A) 葡萄酒に更正し得るもの。
- (B) 蒸溜して原料ブランデーになし得るもの。
- (C) ビネガリの原料になし得るもの。
- (D) 廃棄すべきもの。

## 三、処理要領

## (一) A の処理

- (1) 炉過
  - (2) 除酸(炭酸石灰等使用)
  - (3) 火入殺菌
  - (4) 薬品殺菌(硫黄燻煙、異性重亜硫酸加里使用)
  - (5) アルコール添加
  - (6) 右の処理中原則としては(1)(2)(3)を励行し所要に応じて(4)(5)の処理を併用する。
- 右処理の完璧を期するため縣、税務署、共同主催の下に速に現地において処理技術指導の講習会並びに巡回技術指導等を行う。

## (二) B の処理

1 蒸溜を希望する工場中適当なものを指定工場として全部を買取らせてブランドーに蒸溜する。

2 指定工場で既に生産されているアルコールと交換せしめる。

3 1及び2については交換比率、買取価格等相当の問題があるので、これらの点につき十分な打合が必要である。

### (三) C の 処 理

工場に長く置くことは他のもの、品質に悪影響を興えるので、速に販売するか又は隔離することが必要である。これがため左の如く処理する。

1 販売先は成るべく大量のものを短期間に購入し得る酢の業者を選定する。

2 隔離は各小支部毎に一カ所に集積する。

### (四) D の 処 理

廃棄すべきものは税務署立会の下に工場主の責任において行う。この際酸のための被害を考慮して廃棄場所の選択については充分注意すること。

### 四、措 置

1 本要領決定の上は縣、税務署、共同主催の下に速に小支部毎に講習会を開催し、調査結果並びに処理要領を発表すると共に処理技術の指導をなし、以て業者の速かなる処理を促す。

2 本要領に基く酸敗酒の処理は業者が自主的に行う建前とする。

この処理は本年末迄に完了することを旨として業者が自主的に行うことを建前とするが、縣は税務署と協力して至急に小支部毎に講習会を開催して調査結果の発表、処理要領の普及徹底をはかると共に、処理技術の現地指導等を実施中である。

(二) 蠶糸業

1 桑園面積

昭和二十四年八月一日現在における桑園登録面積は左表の通り八、七九五町七反八畝一五歩で、前回(四月一日)登録面積八、六七一町九反一畝二三歩に対し四カ月間における堀取面積四六町一反四畝二〇歩、新植面積一七〇町〇反一畝一二歩で、差引一二三町八反六畝一一步の増加を見た。

郡市別桑園登録面積

| 郡市別 | 四月一日現在登録面積    | 自四月一日—至七月三十一日 |           | 八月一日現在登録面積   |
|-----|---------------|---------------|-----------|--------------|
|     |               | 堀取面積          | 新植面積      |              |
| 東山梨 | 一、六二九、八、九、一〇  | 二二、五、四、〇五     | 三九、七、九、〇三 | 一、六四七、一、四、〇八 |
| 西山梨 | 一、三三、四、一、四、〇二 | 九、三二          | 一、八、六、一七  | 一、三五、九、〇、二七  |
| 東八代 | 一、二五九、三、四、二一  | 四、二、五、〇〇      | 一四、一、三、一〇 | 一、二六九、二、三、〇七 |
| 西八代 | 五〇三、八、四、二六    | 九、〇、七、二九      | 二二、九、一、二一 | 五〇七、六、八、一八   |
| 南巨摩 | 五五〇、九、四、二四    | 一、一、〇、〇〇      | 二、一、四、二一  | 五五一、九、九、一五   |
| 中巨摩 | 一、五〇八、一、九、〇一  | 六、七、〇〇        | 二二、〇、九、一四 | 一、五二九、六、一、一五 |
| 北巨摩 | 一、七〇六、五、三、二一  | 三、〇、〇、一九      | 二九、九、三、二一 | 一、七三三、四、六、二三 |

なお昨年八月一日現在登録面積八、一〇一町九反三畝一六歩に対し一カ年間に於いて六九三町八反四畝二九歩の増反を示した。  
 郡市別増加反別は次表の通りである。

昭和二十三年八月一日現在に比し郡市別増加反別表

|              |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|
| 計            | 甲府         | 北都留        | 南都留        |
| 八、六七一、九、一、二三 | 一〇四、二、四、〇二 | 四七八、三、一、二六 | 七九六、四、五、一〇 |
| 四六、一、四、二〇    |            | 二、五、〇、二五   | 二、八、九、一〇   |
| 一七〇、〇、一、二二   |            | 一五、八、四、一二  | 三一、二、八、〇七  |
| 八、七九五、七、八、一五 | 一〇四、二、四、〇二 | 四九一、六、五、一三 | 八二四、八、四、〇七 |

|     |                                     |              |                     |
|-----|-------------------------------------|--------------|---------------------|
| 郡市別 | 昭和二十三年八月一日現在                        | 昭和二十四年八月一日現在 | 昭和二十三年八月一日現在に比し増加反別 |
| 東山梨 | 一、五四八、六、六、二七<br><small>町反畝歩</small> | 一、六四七、一、四、〇八 | 九八、四、七、一一           |
| 西山梨 | 一一八、三、七、〇二                          | 一三五、九、〇、二七   | 一七、五、三、二五           |
| 東八代 | 一、一二六、五、九、二四                        | 一、二六九、二、三、〇七 | 一四二、六、三、一三          |
| 西八代 | 四八五、二、一、一六                          | 五〇七、六、八、一八   | 二二、四、七、〇二           |
| 南巨摩 | 四八六、八、三、〇一                          | 五五一、九、九、一五   | 六五、一、六、一四           |
| 中巨摩 | 一、三九三、一、九、二四                        | 一、五二九、六、一、一五 | 一三六、四、一、二一          |

2 昭和二十四年度の産繭と原料繭の需給状況について

|              |            |            |            |              |
|--------------|------------|------------|------------|--------------|
| 北            | 北          | 南          | 北          | 計            |
| 巨            | 都          | 都          | 都          |              |
| 摩            | 留          | 留          | 府          |              |
| 一、六二三、〇、一、二八 | 七八七、六、七、〇九 | 四三九、五、九、一四 | 九二、七、六、二一  | 八、一〇一、九、三、一六 |
| 一、七三三、四、六、二三 | 八二四、四、八、〇七 | 四九一、六、五、一三 | 一〇四、二、四、〇二 | 八、七九五、七、八、一五 |
| 一一〇、四、四、二五   | 三七、一、六、二八  | 五二、〇、五、二九  | 一一、四、七、一一  | 六九三、八、四、二九   |

蚕糸類に関する統制撤廃は蚕糸関係者に大きな衝激を與え極端なる生産合理化を強行せざる限り、採算不可能になる憂を生じ、春蚕期においては掃立等稍々手控せんとする傾向にあつたので、極力掃立を勸奨し産繭確保に努めた結果生産量においては前年同期に比し五三、四五九貫の増収を見たのであるが、生糸の輸出不振による前途の不安にわざわざいされ、春蚕繭価格は予想外安かつた爲、初秋蚕期の收繭量は前年と変りなく二、五二六貫の減少を見るに至り、この傾向で推移するときは本年産繭量は減少するものと憂慮されたが、七月以降の繭糸価格の好轉と原料繭不足による製糸関係者の繭地盤確保の氣運は愈々養蚕農家の意慾を昂揚し、四七、〇二〇貫の増収となり、年間を通じて九七、九〇〇貫の増収を得たのである。

なお種繭も養蚕意慾の好轉により通年八八七貫の増収となつた。  
 本年度の收繭量を表示すれば次の通りである。

昭和二十四年度産繭数量調 △印は減

| 郡市名 | 上 繭         | 種 繭        | 玉 繭        | 屑 繭        | 計             | 前年實數     | 増 減     | 前減歩合   |
|-----|-------------|------------|------------|------------|---------------|----------|---------|--------|
| 東山梨 | 一九〇,二六八,三八〇 | —          | 四,〇八七,八四〇  | 一三,〇六六,〇三〇 | 三〇六,四三二,三四〇   | 一八三,〇三〇  | 一二三,四〇三 | 一三,七八% |
| 西山梨 | 一一,九八八,二八〇  | —          | 一九九,四八〇    | 六四〇,六六〇    | 一,二七八,四二〇     | 九,九八八    | 二,七九〇   | 二七,九三% |
| 東八代 | 一四三,七六六,一四〇 | —          | 二,二七五,九二〇  | 一一,二五八,八八〇 | 一,五六六,三三〇,九三〇 | 一,二七,三〇九 | 二九,一二三  | 二三,八九% |
| 西八代 | 四八,六九五,一七〇  | 五三三,七八〇    | 一,五二四,五二五  | 二,九二二,二二二  | 五,三六五,六九七     | 四九,五六二   | 四,〇九四   | 八,二六%  |
| 南巨摩 | 四四,〇三六,一七三  | 一,六九二,三七〇  | 一,三四,二九五   | 三,四〇三,五〇〇  | 五〇,四四六,四三七    | 四七,五八五   | 二,八六一   | 六,〇一%  |
| 中巨摩 | 一三三,六三三,九三三 | 一,三九六,〇五〇  | 四,一三六,九八〇  | 七,九九五,三二〇  | 一,四六,一五三,三四三  | 一,四四,〇〇  | 二,一五二   | 一,四九%  |
| 北巨摩 | 二四一,七九八,五五〇 | 九,七二一,七〇〇  | 一〇,〇四四,〇〇〇 | 一四,九七八,〇〇〇 | 一,七七,五三三,二七〇  | 一,五五,八七七 | 二,一六五   | 一三,八九% |
| 南都留 | 四一,七九八,〇八〇  | 七〇〇,六三〇    | 一,一〇一,〇〇〇  | 三,一九〇,〇〇〇  | 四,六八九〇,七二〇    | 四三,〇三三   | 四,八七八   | 一,一六二% |
| 北都留 | 三七,九六六,二二〇  | —          | 一,一四七,五二〇  | 四,五三四,二七〇  | 四,三五六,八二〇     | 三六,三三二   | 五,二五七   | 一三,七一% |
| 甲府  | 一〇,四六三,一七〇  | —          | 一七九,八八五    | 三四四,五五五    | 一〇,九八七,五八一    | 九,二八〇    | 一,七〇八   | 一八,四〇% |
| 合 計 | 八〇三,三三四,〇七三 | 一四,〇〇四,五五〇 | 二六,一〇三,五三三 | 六一,三三三,三六七 | 九〇四,七八四,五四六   | 八〇六,八六六  | 九七,九一八  | 一一,一三% |

次に昭和二十四製絲年度（自昭和二十四年六月至昭和二十五年五月）における器械製絲工場の原料繭需給状況は左表の通りであつて、來年新繭出  
 廻りまで操業するに必要な原料繭は縣全体として一三〇,〇〇〇余貫を不足することになる見込である。

器械製絲工場の原料繭需給調（十一月一日現在）

|                             |                     |                            |                             |                  |                           |                       |                            |         |
|-----------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------------|---------|
| 前年より<br>繰越され<br>た繭数量<br>(A) | 本年受入<br>れた繭数<br>(B) | 上記中他<br>に引渡し<br>た数量<br>(C) | 差引<br>収納<br>数<br>E-C<br>(D) | 供給<br>量<br>(A+D) | 本年六月より<br>十月まで消費<br>した繭数量 | 差引十一月<br>一日現在の<br>繭数量 | 十一月以降來<br>年五月迄の所<br>要見込繭数量 | 差引不足見込  |
| 一〇二、〇四五                     | 六七七、四九九             | 一七、五〇一                     | 六五九、九九八                     | 七六二、〇四三          | 三六一、四五九                   | 四〇〇、五八四               | 五三二、〇〇〇                    | 一三一、四一六 |

3 昭和二十四年度上繭取引價格

イ、春蚕上繭の取引價格

本年は繭の配給及び價格の統制廃止の事態に対処して繭取引の公正円滑を期するため、養蚕製糸両者の代表をもつて結成する蚕繭処理研究委員会で研究発表する掛目を標準として繭検定成績によつて取引價格を協定することとしたので、右研究委員会は七月二十七日左の通り發表した。

A 標準掛目 四、三八〇掛（糸價格解舒格共三等の繭）

B 掛目差

標準繭格以外の繭は左の通り標準掛目を加減するものとする。

|     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 繭等級 | 優等  | 一等  | 二等  | 三等  | 四等  | 五等  | 六等  |
| 糸價格 | (+) | (+) | (+) | (+) | (-) | (-) | (-) |
| 解舒格 | (+) | (+) | (+) | (+) | (-) | (-) | (-) |
|     | 三〇〇 | 二〇〇 | 一〇〇 | 標準  | 一〇〇 | 二〇〇 | 三〇〇 |
|     | 六〇掛 | 四〇掛 | 二〇掛 | 標準  | 二〇掛 | 四〇掛 | 六〇掛 |

C 取引糸量

繭検定成績による生糸量歩合の九七、一%とする。

右標準に基いて取引された結果を見ると左の通りである。



最高 八一六円（標準掛目に三六〇掛加算の四、七四〇掛）  
 平均 七二五円（標準掛目に二一四掛加算の四、五九四掛）  
 最低 五八一円（標準掛目より八〇掛減の四、三〇〇掛）  
 口、初秋蚕及び晩秋蚕上繭の取引価格

初秋蚕期には一部他府縣が減産のため全国的に製糸原料繭が不足する情勢が明かになつたのと、国内生糸相場が日々漸騰する状況であつたので、製糸業者は俄かに買いあせりをする状態となり、研究委員会の研究発表を待たず各自直接値決めして取引することとなつた爲、標準掛目を研究発表するも無意義であるとしてその研究は見合された。なお晩秋蚕期においても初秋期と同様の状態であつたので、研究は停止された。従つて必然的に適正価格を無視した取引が行われたのであるが、その取引価格を推測すると次の通りであつて、生糸相場が漸騰の状況であつたので、高値安値の差が甚しく、遅い出廻りの地方程高値が現れる傾向を見た。

|        | 高      | 安     | 平均    | 平均掛目    |
|--------|--------|-------|-------|---------|
| 初秋 繭 繭 | 一、一〇〇円 | 七〇〇円  | 九五〇円  | 六、二三〇掛  |
| 晩秋 繭 繭 | 一、七五〇  | 一、二〇〇 | 一、五二〇 | 一〇、〇〇〇掛 |

4 蚕業技術指導所の指導実績

優良繭の安値生産を目的とし優秀なる生産技術を急速に養蚕農家に普及せしむる爲、各郡市に蚕業技術指導所を設置し、郡下養蚕者の実施指導に当りたる所何れもその成績は前年より向上したが、就中所在町村については重点的に指導した結果各町村共その繭質は良好でその成績見るべき所が

あつた。

今本春蚕の結果を郡平均と比較するに別表の通りである。

| 技術指導所名      | 所     |      | 町    |      | 村     |      | 郡    |   | 平均 |   |
|-------------|-------|------|------|------|-------|------|------|---|----|---|
|             | 量     | 格    | 量    | 格    | 量     | 格    | 量    | 格 | 量  | 格 |
| 東山梨 蠶業技術指導所 | 一七、〇二 | 〇、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一六、五八 | 〇、三二 | 一、〇五 |   |    |   |
| 東八代 同       | 一七、三六 | 〇、三三 | 〇、三三 | 〇、三三 | 一六、六三 | 〇、四五 | 一、〇七 |   |    |   |
| 西八代 同       | 一七、〇四 | 〇、二〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一六、三一 | 〇、五三 | 一、三一 |   |    |   |
| 南巨摩 同       | 一六、一九 | 〇、二五 | 〇、七五 | 〇、七五 | 一六、一七 | 〇、四八 | 一、三一 |   |    |   |
| 中巨摩 同       | 一七、〇三 | 〇、三三 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一六、二八 | 〇、四九 | 一、三八 |   |    |   |
| 北巨摩 同       | 一六、七八 | 〇、〇〇 | 一、〇七 | 一、〇七 | 一六、一四 | 〇、四六 | 一、三八 |   |    |   |
| 北都留 同       | 一五、六一 | 〇、六〇 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 一五、二〇 | 〇、七八 | 二、四九 |   |    |   |
| 甲山梨府 同      | 一六、二五 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 一五、七三 | 〇、七八 | 一、八一 |   |    |   |

絲質格解舒格は優等を零として示す故数字少なきものが成績上位にあることを示す。

(三) 畜 産

1 家畜の増殖

## (イ) 家畜増殖の推進

農業経営を合理化し、農家経済の維持と向上を図るため有畜農業の普及浸透が強調せられており、農家は家畜の増殖、導入等により有畜農業の確立に努めつゝあるが、縣においては、これを社会経済的、立地的、氣象的その他各般の事情に即應せしめ且つ強力に推進するため縣生産増強五カ年計画策定委員会畜産部会から答申された畜産増強五カ年計画に基き鋭意その実現に邁進しつゝある。しかし答申された計画は縣全体の計画であるから、更にこれを郡(市)町村を経て農家に強力に浸透させる必要があるから、今般畜産増強五カ年計画推進要綱を設定し本要綱により郡(市)町村別及び部落別の畜産増強五カ年計画を樹立し、家畜家禽の増殖に努めることとなり、十二月中旬縣並びに郡(市)係員出席の上計画を審議することとなつてゐる。

## (ロ) 種畜の確保

家畜の改良増殖上優良なる種畜の確保は欠くことができないので、これが実現には種畜の導入、種畜種禽検査、種畜生産施設の整備充実を図る必要がある。

## A 種畜の導入

本期間において導入した種畜の内、縣で購入したものは、北海道より乳用種牡牛一頭、種牡馬三頭、福島縣より種牡種羊一四頭、種牝種羊一五頭、長野縣より種牡山羊二七頭であり農林省より貸付を受けたものは乳用種牡牛一頭、種牡種羊四頭、種牡山羊六頭である。

右の内乳用種牡牛二頭、種種羊一八頭、種山羊一五頭は種畜場に繁養し他は民間団体に貸付した。

昨秋、農林省より貸付を受けた、東八代郡花鳥村大口山開拓農業協同組合に飼育中のラ、山羊二九頭より本春生産した仔山羊一二頭については、農林省の実地検査の結果牝山羊五頭の再貸付を受け前記組合において飼育している。

B. 種豚検査

秋期種豚検査は、十月下旬より十一月上旬に亘り甲府市外四町三二村計三七カ所において二二〇頭実施した。その成績は左の通りである。

| 性別 | 検査頭数 | 合 格 |     | 合格率  | 不合格 | 賣 却 | 來春廻し | 備 考 |
|----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|
|    |      | 第一回 | 第二回 |      |     |     |      |     |
| 牝  | 二〇〇  | 一四二 | 六   | 七四%  | 二七  | 八   | 一七   |     |
| 牡  | 一〇   | 一〇  | 一   | 一〇〇% | 一   | 一   | 一    |     |
| 計  | 二一〇  | 一五二 | 六   | 七五%  | 二七  | 八   | 一七   |     |

C. 種鶏検査

八月より十一月末まで一市三郡一町二〇村一一八種鶏場において実施した。その成績は左の通りである。

| 検査申請種鶏場数 | 受 検 羽 数 | 種鶏検査の不合格 | 白 痢 陽 性 | 合 格 羽 数 | 合 格 率 |
|----------|---------|----------|---------|---------|-------|
| 一一八      | 一一、九五三  | 八三七      | 四六二     | 一〇、六五四  | 八九%   |

(ハ) 種畜種禽の貸付

縣有種畜種禽の民間その他団体への貸付は、從來家畜別々の貸付要綱によつて実施して來たが、貸付方法の合理化、貸付種畜種禽の高率の利用及び借受者の借受に伴う義務等をより明確にするため、縣有種畜種禽貸付條例及び同施行規則を制定し、昭和二十四年十月二十七日公布施行した。これによつて、縣有種畜種禽の貸付を行うは勿論國有種畜種禽にして縣が借受けたものについてもこれを準用して貸付を行うこととした。

(ニ) 家畜品評会及び共進会

A 産駒品評会

産業馬の充実と資質の向上を図るため、左の通り産駒品評会を開催し資質優良なるものに対しては知事賞及び賞金を授與した。

| 期日    | 場所        | 出陳頭數 | 備考 |
|-------|-----------|------|----|
| 七月二五日 | 北巨摩郡 安都那村 | 三八   |    |
| 八月二〇日 | 南都留郡 谷村町  | 二三   |    |
| 八月二四日 | 北都留郡 猿橋町  | 一七   |    |

B 乳牛、山羊の共進会

十月十六日、甲府市制六〇周年に際し、市において乳牛及び山羊の共進会を開催した。優良なる乳牛及び山羊に知事特別賞を授與した。

| 家畜別 | 出陳頭數 | 特別賞與數 | 備考 |
|-----|------|-------|----|
| 乳牛  | 五四   | 一     |    |
| 山羊  | 一六   | 一     |    |

C アンゴラ種兎共進会

山梨縣アンゴラ農業協同組合において、アンゴラ種兎の共進会を開催した。優良なるものに対しては、知事特別賞を授與した。出陳頭數は一一〇頭であつた。

## (ホ) 畜産夏季大学の開催

農業経営の合理化によつて、生産力の増強と農家経済の維持向上を図るためには、畜産の飛躍的發展に期待するところが極めて大きい。これがためには、一般農民は勿論のこと農業関係技術員等に対して、畜産に関する智識の普及向上を図ることは最も緊要であるとの趣旨に依り、山梨県畜産協会において畜産夏季大学を開催することになつたので、縣においては、その重要性に鑑み本邦畜産界の権威者を講師に招聘幹旋する等全面的後援をなし、八月十六日より三日間縣議會議事堂において、盛大に開催することができた。酷暑の候にも拘らず聴講生延一、八〇〇名に上り多大の成果を収めた。

## 2 飼料

畜産振興の根幹をなす飼料の増産確保に關しては、各般の施策を講じているが、その概要を述べれば次の通りである。

## (イ) 粗飼料

本縣の耕地面積は少く従つて濃厚飼料には恵まれていないので、極力粗飼料の増産確保に努めているが、先般濠洲より優良肥、飼料作物、コンモンベツチ種子一、二三〇疋の配付を受けたので畜産関係団体並びに養蚕関係方面に配付し、間作混作により増産せしめるよう指導している。

## (ロ) 濃厚飼料

飼料配給規則に基く、指定飼料も輸入飼料の増加並びに食糧事情の好轉により、その数量は漸次増加し、昭和二十三年（自四月一日至十月三十一日）の配給数量四、三〇〇疋に対して、昭和二十四年（同期間）には、五、三〇〇疋と二、二割の上昇を示している。

飼料配給規則により本期間（自六月一日至十一月二十五日）に配給した数量は左の通りである。

## A 飼料配給対象家畜家禽の頭羽数

B 配給対象別、品目別飼料配給実績 (自六月一日至一月二十五日) 単位屯

| 飼料別   | 需要別 | 搾乳牛   | 晩牛馬   | 種畜種禽  | 試験研究 | 特需    | 配合原料  | 搾油原料  | 計       |
|-------|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|---------|
| 穀     |     | 一三九、六 | 三五六、一 | 二二二、六 | 〇、八  | 一八、七  | 五七、四  |       | 七八五、二   |
| 麥     |     | 七八七、四 | 七三九、〇 | 二七、二  | 二、六  | 六三三、四 | 四、一   |       | 二、一九二、七 |
| 米     |     |       | 三五、九  | 一一、〇  |      | 八、一   |       | 四一七、一 | 四七三、一   |
| 米糠油粕  |     |       | 〇、九   | 九一、八  | 二、四  | 三三、一  | 二〇七、〇 |       | 三六六、七   |
| えんばく  |     |       | 八、七   |       |      | 三、二   |       |       | 一一、九    |
| マイロ糖  |     | 二八八、四 | 四二、三  | 一〇〇、〇 |      |       | 六〇、〇  |       | 四九〇、七   |
| 配合飼料  |     | 三七八、九 | 二二、〇  | 一六五、七 |      | 一五、〇  |       |       | 五八一、六   |
| 玉蜀黍   |     | 三〇、四  | 一三、〇  | 四二、二  |      |       |       |       | 八五、六    |
| 玉蜀黍皮  |     | 三七、一  | 三五、四  | 〇、八   |      |       |       |       | 七三、三    |
| 玉蜀黍胚芽 |     |       | 七、〇   | 二六、二  |      |       |       |       | 三三、二    |

| 家畜別 | 頭羽數    | 種  |
|-----|--------|----|
| 搾乳牛 | 一、一三三  | 牛  |
| 晩牛馬 | 一、二〇二  | 馬  |
|     | 五九     | 豚  |
|     | 三四     | 種羊 |
|     | 三一     | 山羊 |
|     | 一二四    | 種鶏 |
|     | 三三一    | 種兔 |
|     | 一三、〇五〇 |    |
|     | 二、九〇〇  |    |

(ハ) 昭和二十五年産春夏期作飼料作物作付計画

飼料の増産確保を図るには、飼料作物の栽培普及をなすことが刻下喫緊の要務であるから、昭和二十五年産春夏期作総合生産計画には、飼料作物栽培面積を三、〇〇〇町歩確保するよう関係方面と折衝中である。  
 なお郡市別の作付計画面積は左の通りである。

| 計              | その他 | 魚粕   | 菜種粕  | 大豆粕  |
|----------------|-----|------|------|------|
| 一、七四五、一一、二九一、三 | 一   | 一    | 二〇、八 | 二〇、〇 |
| 七〇〇、四          | 一、〇 | 一、九  | 五、〇  | 二六、〇 |
| 五、八            | 一   | 一    | 一一、〇 | 八、〇  |
| 七〇四、九          | 〇、一 | 五、三  | 一    | 一    |
| 三三一、九          | 一   | 三、四  | 一    | 一    |
| 四一七、一          | 一   | 一    | 一    | 一    |
| 一五、一九六、五       | 一、一 | 一〇、六 | 三六、八 | 五四、〇 |

| 郡市別  | 作付計画面積(町) | 備考 |
|------|-----------|----|
| 東山梨郡 | 二七二       |    |
| 西山梨郡 | 七三        |    |
| 東八代郡 | 三五〇       |    |
| 西八代郡 | 一四〇       |    |



(二)

指定飼料販売業者の登録更新

飼料配給規則が、昭和二十三年三月公布されてから既に、二カ年を経過し販売業者の登録更新の選挙が十月二十四日から実施されたが、登録店指定申請者九二名に対し新販売業者として内定しているものは五二名である。

3 家畜衛生

家畜増殖を図るには、家畜衛生措置を充分講ずることが必要である。この期間における、家畜衛生事業の概況は次の通りである。

(イ) 家畜傳染病検診及び予防注射並に発生頭数

|       |     |      |      |      |      |      |
|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 計     | 甲府市 | 北都留郡 | 南都留郡 | 北巨摩郡 | 中巨摩郡 | 南巨摩郡 |
| 三、〇〇〇 | 七六  | 二六四  | 二三七  | 九二四  | 三九五  | 一六九  |

|   |   |      |        |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 區 | 分 | 検診頭數 | 豫防注射頭數 | 眞 | 發 | 症 | 生 | 頭 | 數 | 備 | 考 |
|   |   |      |        | 症 | 一 | 疑 | 症 | 一 | 計 |   |   |

(ロ) 縣外移出家畜検査頭数

| 雞<br>白<br>痢 | 豚<br>コ<br>レ<br>ラ | 馬<br>の<br>傳<br>染<br>性<br>貧<br>血 | 馬<br>の<br>流<br>行<br>性<br>腦<br>炎 | 牛<br>の<br>ト<br>リ<br>コ<br>モ<br>ナ<br>ス<br>病 | 牛<br>の<br>ブ<br>ル<br>セ<br>ラ<br>病 | 牛<br>の<br>結<br>核<br>病 |
|-------------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|-----------------------|
| 一一、九五三      | 一                | 一                               | 一                               | 一九五                                       | 四六〇                             | 三四〇                   |
| 一           | 五九一              | 一                               | 一                               | 一   | 一                               | 一                     |
| 四六二         | 一                | 一                               | 二                               | 一   | 一                               | 一                     |
| 一           | 一                | 一                               | 四                               | 一   | 一〇                              | 六                     |
| 四六二         | 一                | 一                               | 六                               | 一   | 一〇                              | 六                     |

4 畜産関係資金

| 豚    | 馬    | 牛  | 家畜別 | 健康検査 | 屠場直行検査 | 計 | 備 | 考 |
|------|------|----|-----|------|--------|---|---|---|
| 三    | 一一三  | 一六 |     |      |        |   |   |   |
| 二一九  | 一    | 一九 |     |      |        |   |   |   |
| 一一三三 | 一一三三 | 三五 |     |      |        |   |   |   |

農林中央金庫においては、農林水産業長期資金用として、二五億円程度融資することとなつたが、畜産関係としては、種牡畜、役畜及び緬羊導入並びにサイロ設置等の有畜化施設を対象としているので、縣下畜産関係団体に連絡すると共に、縣信連その他関係方面と折衝し、これが確保に努め

する。

#### 5 牧野関係調査

十月中旬、G・H・Q天然資源局指示の、本縣土地利用区分図作成に基き放牧地、採草地、荒廢地等の調査をした。その面積は、放牧地一、四四七町三反採、草地五、八一町九反、荒廢地六、四〇二町八反であつて、肥、飼料資源として、有望であり將來利用開発に努める必要がある。

#### 6 家畜商の免許

本年六月、法律第二〇八号を以つて、家畜商法が公布せられ同年九月六日政令第三二五号にて同年九月七日より、本法施行することとなり、同年九月十九日農林省令第九六号にて家畜商法施行規則が公布せられ、家畜商の免許制が実施された。十一月中に知事が免許証を與えた者は、一〇三名である。

#### 7 種畜場の拡充強化

種畜場は、本縣畜産を振興するための中心的施設であるにも拘はらず、本縣のそれはその規模内容において極めて貧弱であり、農民の要望に應え得ない状況にあるので、つとにこれか整備拡充を期していたが、まづ住吉分場より着手し逐次種畜場全般の拡充強化を図ることとした。

#### (イ) 住吉分場

種畜場住吉分場の拡充強化に関しては、敷地二、一一三坪は從來賃貸契約で借用していたが買収を完了し、なお周囲九〇〇坪をも買収擴張する外、飼料倉庫、鶏舎の増築、改築を計画し目下工事中である。

#### (ロ) 日野春本場

種畜場日野春本場の整備拡充に関する具体案目下検討中である。

(四) 土地改良事業

前回述べた様に水源拡充のための施設は生産効果の顯著な地区を縣營として採択し施行する方針の下に、本年度は次表に示す通り六地区を採り上げ仕事を継続することとした。その中三地区はすでに工事は完了したので、明年度にはその効果を十分に發揮し得ることとなつた。即ち荒川沿岸用水改良工事（丸山貯水池漏水防止工事）は本年六月セメント注入工事の終了をまつて貯水を開始し、現在は満々と貯水し本來の偉容を誇つてゐる。又登美村外六ヶ町村用水改良地区はその主要工事である大窪溜池築造も完成に近く、明年度には貯水を開始し得られる。朝穂堰用水改良工事の取入堰堤工も完成して通水を開始している。本年度事業中特に見るべきは前記朝穂堰の取入堰堤工、徳島堰改良工事である河底横断の暗渠工と云ひ何れも発電所の放水をそのまま灌漑用水に直結するという異例の工事である。これは水を高度に利用する点に於て水利の調整を実現したものである。他の三地区も夫々年度計画に基いて着々仕事を進め本年度施行量の完遂を期したい。

縣營土地改良事業一覽表

| 地 區 名          | 主 要 工 事 | 本 年 度 事 業 費   | 本 年 度 事 業 費 進 捗 率 | 備 考     |
|----------------|---------|---------------|-------------------|---------|
| 徳島堰用水改良地區      | 暗渠並開渠工事 | 一〇、七四〇、〇〇〇円〇〇 | 九〇%               | 本年度完了豫定 |
| 龍王用水改良地區       | 隧洞並開渠工事 | 七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 三〇%               | 同       |
| 登美村外六ヶ町村用水改良地區 | 溜池工事    | 四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 九五%               | 同       |

補助事業については経済九原則の制約下政府の方針に基いて縣営事業地区に次ぐ有効な事業を採択し施行しつつある。その概要は次表の通りである。

|   |                |          |               |      |          |
|---|----------------|----------|---------------|------|----------|
| 計 | 南湖五明排水改良地區     | 排水路改良工事  | 一、四〇〇、〇〇〇、〇〇  | 二五%  | 二十六年完了予定 |
|   | 荒川沿岸用水改良地區     | 貯水池漏水止工事 | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇  | 一〇〇% | 本年度完了    |
|   | 朝穂堰用水幹線改良第二期地區 | 頭首工並隧道工事 | 五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇  | 八〇%  | 二十六年完了予定 |
|   |                |          | 二九、五四〇、〇〇〇、〇〇 |      |          |

四四

なお土地改良事業費補助の縮減に伴う事業費融資状況は左表の通りである。

| 地区名       | 主要工事     | 本年度事業費    | 本年度事業費に對する進捗率 | 備考       |
|-----------|----------|-----------|---------------|----------|
| 賑岡村耕地整理組合 | 用水路及隧道新設 | 三、八四〇、〇〇〇 | 三〇%           | 二十六年完了予定 |
| 穂坂耕地整理組合  | 溜池新設     | 二、二五〇、〇〇〇 | 六五%           | 本年度完了予定  |
| 住吉村營      | 揚水機新設    | 一、二九〇、〇〇〇 | 一〇〇%          | 本年度完了    |
| 野呂瀬村營     | 溜池新設     | 一、三五〇、〇〇〇 | 七〇%           | 本年度完了予定  |

|        |     |                 |          |
|--------|-----|-----------------|----------|
| 區別     | 地區數 | 融資申込額           | 備考       |
| 中金自己資金 | 三   | 一八、一〇五、〇〇〇、〇〇〇円 | 以上十一月末現在 |

|   |          |    |               |   |
|---|----------|----|---------------|---|
|   | 對日援助見返資金 | 八  | 一〇、四九九、〇〇〇、〇〇 | 同 |
| 計 |          | 一一 | 二八、五〇四、〇〇〇、〇〇 |   |

〔五〕 協同農業普及事業

1 農業改良委員会の運営

縣委員会は八月と九月の二回開催され、知事の諮問に対し審議答申したが、更に諮問の答申だけでなく事業推進のための重要事項につき種々意見が開陳され、事業の運営に貢献をして来たのである。

地区委員会は今期は農繁期であつた関係上、委員会を開いた回数は全地区を通じ前期よりも幾分少なかつたが、会を重ねるに従い運営は活潑となり、克く改良普及員の活動を援助している。なお武川地区は四名、大塚地区は一名、増穂地区は一名の技術者を、それぞれ委員会独自で備へ、管内の普及事業に従事せしめており、更に他の数地区においては協同組合の技術者を委員会の囑託とし、何れも普及事業の円滑な運営に役立たせている。

2 技術指導

農業普及事業の根幹をなすものは農業技術の末端滲透であるが、昭和二十四年度においては縣下二十六地区に農業改良普及所を設置して六十四名の農業改良普及員を配置し、直接農民への農業技術の改良普及に当らせている。

農業改良普及員は、常に農家の田畑を巡廻し指導するのが使命であるが、八月以降巡回指導した延回数は一、八〇〇回以上に及んでいる。本年度

の巡回指導に当つては常に改良助言票を持参せしめ、農民の不在の時にも其の圃場に之が注意事項を記載標示し、直接に又急速に農民と改良普及員との技術上の連絡が出来るよう計画実施せしめた。

又技術の受入体制としては前回報告の通り自発的に農業研究会を結成するよう呼びかけて来たが、最近其の設置数は約二〇〇団体以上に及び今後なお結成準備中のものも相当ある見込である。

この研究会と相俟つて農業改良普及事業推進上最も力を入れているものは展示圃による指導である。本年八月以降の展示圃設置数は麦八〇〇カ所、蔬菜其の他で二五八カ所であるが、この展示圃を中心として八月以降の普及員を交えての研究会は延一六八〇回以上に及んでいる。

なお農務課並びに農事試験場、農協等の各指導機関と共に食糧増産運動を展開し、縣、郡、町村を通ずる指導班を編成し、これらの指導機関の連絡を図りつゝ改良普及員は晝夜の別なく直接農家の座談会並びに研究会に出席し技術の末端滲透に努めた。

次に八月以降における主なる技術指導事項をあげると次の如くである。

### 3 農業経営経済に関する調査指導

農林省に協力をして七、八月には農村生活経営状態を二部落につき養蚕農家の経営状態を三部落につき調査したが、また農家の労働配分状態に関して農閑期農繁期と期別に水田地帯農家六戸につき調査継続中である。農村経済の重大轉換期に当り農業経営の合理化を図るため、農家の簿記思想普及に着手した。

### 4 農村青少年指導

新しい農村を建設する爲めに青少年の持つ責務は非常に重大である。然るに農村青少年の技術活動は余りにも貧弱であり、今後活潑な育成と指導を必要とする。

前期においては関係方面との連絡協調に重点を置いていたのであるが、その結果として知事と教育長の連名で八月十五日附農改発第一三五号を以つて「農村青少年クラブ育成に関する件」の通牒を関係方面に発して農業改良普及事業と社会教育事業が協力して農村青少年クラブ育成の基本的条件を示し之が育成を推進した。

今期は特に優良青少年クラブの育成に重点を置いた。

(イ) 印刷物の配布

リーフレット、青少年クラブの手引 二〇〇部配布

パンフレット 働く青少年四日クラブ 一〇〇部配布

同 青年団の組織と運営 一〇〇部配布

同 青少年クラブ組織状況 一〇〇部配布

(ロ) 研究会講演会懇談会

八月二十九日 講演会 龍岡村四日クラブ 出席者 五〇名

九月 六日 発会式 小淵沢四日クラブ 出席者 五〇名

九月十四日 懇談会 千代田中学校 出席者 一〇〇名

十月 十日 研究会 花鳥四日クラブ 出席者 三〇名

(ハ) 優良青少年クラブ事例

場所及びクラブの名称 西山梨郡甲運村櫻井 櫻井四日クラブ



会員数及び年令 三十七名 十三才—十六才

研究内容 一、農作物（甘藷、白菜、大豆）の栽培研究

二、家畜（綿羊、山羊、兎、鶏）の飼育研究

三、果樹の栽培研究

四、洋裁の研究

#### 5 生活改善指導

生活改善啓蒙宣傳並びに展示指導に依つて農村生活の反省を促し、農業経営の改良と相俟つて生活設計の改善が如何に必要であるかと逐次一般に認識せらる様になつて來た。

その結果として各地に農村生活を改善すべく生活改善講習会、講演会、研究会、実地指導等が自主的に計画され、生活改良普及員は各関係機関の協力のもとに研究指導に当り成果を揚げてゐる。然し一部には睡眠状態の団体もあるので、今後も一層啓蒙宣傳及び実地指導に当り生活改善事業の永續的進展に万全を期して指導して行き度い。

#### (イ) 団体活動状況

婦人会 婦人会活動として生活改善を取りあげ生活改善講演会、食生活、住生活、改善講習会懇談会等を開催している。

青年團 男女青年團が文化運動として研究会講習会を催している。

農事研究会 研究会が新に生活文化部を増設して合理的農業経営を目的とする生活改善の具体的活動を開始しつゝある。

例へば、富士見村農業懇話会生活文化部

山城村小瀬盟友会文化部

山城村上今井研農協会文化部

特殊グループ友の会、YWCA、農協婦人部その他の団体でも夫々の運動を始めている。

なお各種団体の生活改善活動成果の一例を揚げれば東八代郡富士見村農事懇話会生活文化部

今後生活文化部を増設しこの部が中心となり生活実態調査をなし明るい農村建設に努めている。

成果

イ、蚊蠅のいない村

全村一斉消毒駆除をなしこの夏は蚊蠅が殆んどいなかった。

ロ、台所改善無盡を掛けて強力で大規模に或は生活に應じて小規模に計画的改善をなし、既に明るい働き良い台所が数十個作られつつある。

ハ、暖かい明るい室に腰掛式大炬燵を作り家族中心の住生活に切換えられている。

(ロ) 生活改善指導実施状況

A 講演会、講習会、懇談会、実地指導

| 種 類                   | 実施回数 | 受講 団体名                       | 出席者総数 | 内 容  |
|-----------------------|------|------------------------------|-------|--|
| 生活改善講演会並びに懇談会<br>展示指導 | 一七   | 婦人會。PTA<br>青年會。YWCA<br>農事研究會 | 一、〇七〇 | 1 農村の生活改善の在り方<br>2 農村の食生活改善の今後<br>3 台所改善の今後<br>4 生活改善の今後<br>5 展示指導   |
| 食生活講習會                | 一三   | 青年會<br>婦人會<br>その他            | 五六〇   | 1 栄養知識の普及<br>2 食生活改善の指導<br>3 食料利用法<br>4 大豆利用法<br>5 味噌の作り方<br>6 食生活改善の指導<br>7 食生活改善の指導<br>8 食生活改善の指導<br>9 食生活改善の指導<br>10 食生活改善の指導 |

|         |   |                             |      |                           |
|---------|---|-----------------------------|------|---------------------------|
| 台所改善指導  | 五 | 戸別指導                        | 五戸   | 1、台所改造設計指導                |
| 農村の生活指導 | 四 | 農協技術員、青年團<br>婦人指導者<br>四日クラブ | 一八〇名 | 1、農村指導と生活改善 2、婦人の生活指導について |
| 衣生活講習會  | 二 | 婦人會<br>青年團                  | 八〇名  | 1、洗濯の科學 2、農村向合理的洗濯法       |

五〇

指導回数 四一回

指導人員 一、八九五人

B 其の他

印刷物配布、幻燈會、ラジオ放送、新聞報道等で指導を行っている。

6 農村弘報活動関係

農業技術及び経営に関する農家の要求する問題を取りあげ、ラジオ、新聞を通じて弘報活動を続けている期間中の状況左の通りである。

イ、新聞発表

山梨日日新聞（農業特集欄）、山梨時事新聞（産業教室）、山梨農業新聞、山梨農村新聞に提供せる資料延三十五件。

ロ、ラジオ放送

毎週月曜日午後八時十五分—十分間新しい農村ローカル懸賞付農事問答、毎週木曜日及び随時午前五時四十五分—五分間早起鳥、農事メモ、毎週金曜日午前七時十五分—十五分間縣民の時間、質問箱の解答の如く実施しているわけであるが、今期中に実施した状況左の通りである。

ハ農事メモ及び質問箱解答

A 農業改良課担当分

| 計  | 十一月 | 十月 | 九月 | 八月 |        |
|----|-----|----|----|----|--------|
| 六  | 二   | 一  | 一  | 二  | 普及制度   |
| 二八 | 一   | 六  | 七  | 四  | 種藝關係   |
| 七  | 一   | 一  | 六  | 一  | 園藝關係   |
| 一〇 | 一   | 四  | 二  | 三  | 病虫害關係  |
| 一八 | 一〇  | 三  | 四  | 一  | 畜産關係   |
| 二  | 一   | 一  | 一  | 一  | 土壤肥料關係 |
| 五  | 四   | 一  | 一  | 一  | 生活關係   |
| 七六 | 二八  | 一五 | 二二 | 二二 | 計      |

B 他課関係分を取扱つた分

| 計  | 十一月 | 十月 | 九月 | 八月 |     |
|----|-----|----|----|----|-----|
| 九  | 二   | 一  | 一  | 五  | 農務課 |
| 一六 | 三   | 四  | 四  | 五  | 農協課 |
| 一三 | 一   | 四  | 五  | 四  | 蠶糸課 |
| 一一 | 一   | 四  | 三  | 四  | 造林課 |
| 四九 | 五   | 一三 | 一三 | 一八 | 計   |

ニ、懸賞付農事放送

九月五日から実施した新しい農村ローカルとして懸賞付農事放送の状況は左の通りである。

| 放送月日 | 懸賞者数 | 正解者数 | 正解者% |
|------|------|------|------|
| 九月五日 | 三六名  | 一七名  | 四七%  |
| 十二日  | 七七   | 四七   | 六一   |
| 十九日  | 六二   | 四一   | 五七   |
| 二十六日 | 七二   | 六二   | 八六   |
| 十月三日 | 一〇三  | 四〇   | 三八   |
| 十日   | 一三〇  | 九四   | 七二   |
| 十七日  | 八二   | 三七   | 四五   |
| 二十四日 | 九二   | 五八   | 六三   |
| 三十一日 | 八〇   | 三〇   | 三七   |
| 七十一月 | 六七   | 三六   | 五四   |
| 十四日  | 九〇   | 一四   | 一五   |
| 計    | 八九一  | 四七六  |      |

正解者中より抽籤により各週十名宛農業参考書を、更にその中より一名だけ万年筆を贈呈して聴取をよくすると同時に興味ある弘報活動をして  
 する。

ホ、印刷物の配布

| 印刷物                       | 配布部数 |
|---------------------------|------|
| リーフレット 家畜の繁殖と生理           | 二〇〇部 |
| リーフレット アメリカカシロヒトリ (農林省提供) | 一三〇部 |
| リーフレット 普及のたより一号、二号、三号     | 一五〇部 |
| パンフレット 野草堆肥の作り方 (農林省提供)   | 一〇〇部 |
| パンフレット 三宅部長を囲む座談会要旨       | 五〇部  |
| パンフレット 天気予報集録             | 一〇〇部 |

パンフレット 麦の作り方要点

1,000部

パンフレット 農村の知識を潤すものは何か

100部

パンフレット 農家簿記のすゝめ

50部

へ、幻燈器利用

現在当課保管の幻燈器三台を利用せる状況左の通りである。

| 地 區 名       | 使 用 期 間             | 摘 要   |
|-------------|---------------------|-------|
| 富里地區農業改善普及所 | 自昭和二四、八、一至同二四、八、二五  | 管下二ヶ村 |
| 加納岩 同       | 自同 同 八、一九至同 同 八、三一  | 同 七ヶ村 |
| 原 同         | 自同 同 八、二二至同 同 八、三一  | 同 一ヶ村 |
| 諏訪 同        | 自同 同 九、一至同 同 一、三〇   | 同 七ヶ村 |
| 塩山 同        | 自同 同 九、八至同 同 一〇、二〇  | 同 九ヶ村 |
| 若神子 同       | 自同 同 九、二八至同 同 一〇、一八 | 同 八ヶ村 |

7 専門技術員資格審査の実施

協同農業普及事業に従事する専門技術員六名を本年度から縣に設置することになったが、右専門技術員は所定の資格審査に合格した者の中から採用することになつていたので、八月二十五日これが資格審査を実施することの告示をなしたところこれが出願者は二十名に達した。

パンフレット 麦の作り方要点 一、〇〇〇部  
 パンフレット 農村の知識を潤すものは何か 一〇〇部  
 パンフレット 農家簿記のすゝめ 五〇部  
 へ、幻燈器利用

現在当課保管の幻燈器三台を利用せる状況左の通りである。

| 地 區 名       | 使 用 期 間             | 摘 要    |
|-------------|---------------------|--------|
| 富里地區農業改善普及所 | 自昭和二四、八、一至同二四、八、二五  | 管下一二ヶ村 |
| 加納岩 同       | 自同 同 八、一九至同 同 八、三一  | 同 七ヶ村  |
| 原 同         | 自同 同 八、二二至同 同 八、三一  | 同 一ヶ村  |
| 諏訪 同        | 自同 同 九、一至同 同 一、三〇   | 同 七ヶ村  |
| 塩山 同        | 自同 同 九、八至同 同 一〇、二〇  | 同 九ヶ村  |
| 若神子 同       | 自同 同 九、二八至同 同 一〇、一八 | 同 八ヶ村  |

7 専門技術員資格審査の実施

協同農業普及事業に従事する専門技術員六名を本年度から縣に設置することになったが、右専門技術員は所定の資格審査に合格した者の中から採用することになつていたので、八月二十五日これが資格審査を実施することの告示をなしたところこれが出願者は二十名に達した。

審査の実施については過般農林省と各縣とが協議の結果、夫々ブロック単位に行うこととなり、本縣は東京都ほか六縣と協議の上設置した関東地区専門技術員審査委員会の前記二十名の出願者に対する資格審査を委嘱した。而して審査は十月中旬農林省西ヶ原農事試験場で行われ右の内十二名が合格した。

なお縣は右合格者の中から遅くも明年一月までには六名全部の採用を終り普及事業の運営に万全を期したい。

五四

## 〔六〕 商 工 業

### 1 中小企業融資基金制度の実施

中小企業融資基金制度は縣下中小企業の金融難を緩和し、其の振興発展を図るために制定されたもので、縣は一、〇〇万円を本制度の基金として商工組合中央金庫に定期預金として預け入れ、商工組合中央金庫は之を縣内商工協同組合、事業協同組合及び企業組合（商工協同組合及び事業協同組合の組合員に対する轉貸資金を含む）に対し縣の定める融資方針に従つて融資するものである。

十一月下旬第一回分として金三〇〇万円を縣より支出したが、発足早々既に商工組合中央金庫甲府出張所は一〇件五〇〇万円の中込に接している状況である。

なお金庫は本制度の実施に呼應し「日銀別枠資金」を多量に本縣に導入することとなつており縣下中小企業をうるおす所益し大なるものがあると期待している。

### 2 信用保証協会の運営



去る四月業界の要望に應じて中小企業に対する融資保証の目的を以て発足した。社団法人山梨縣信用保証協会は十一月二十九日現在保証件数一九九件、保証承諾累計額二、七一二万円で先ず順調に運営されているが、更に諸般の要請から社団法人より財団法人に改組の方針が進められ、十二月早々には改組手続完了の予定である。縣としては金融機関の協力と中小商工業者の受入態勢の整備とに努力している。

### 3 簡易簿記普及運動の実施

帳簿組織の不備こそは中小企業における最大の欠陥であり、数次に亘つて行つた經理企業の診断においても最も強く指摘せられたところである。企業經理の不明確は金融機関の最も嫌ふ点であり、中小企業金融を困難ならしめている大なる原因をなしている。納税上においても正しい記帳こそ結局税務当局の信用を獲ち得る所以であり、又最近特に強く叫ばれている企業合理化の面においても記帳が其の前提を爲すものである。茲に着目して縣は中小企業者に対する簿記普及に乘出すこととし、十月十五日より十一月十五日迄一カ月間税務署、商工会議所、經理士会、報道機関、其他の協力を得て「簡易簿記普及運動」を実施した。期間中の行事は概ね次の通りである。

#### (イ) 簿記思想普及宣傳標語の募集

一般より賞金附標語募集をなし應募作品四八五篇中より一等作品「正しい記帳で明るい経営」外五篇を選定し、これをポスターとして縣内に配布し普及宣傳を図つた。

#### (ロ) スライドの上映

市内映画館四カ所を利用して十月六日より一週間簿記思想普及宣傳スライドを上映した。

#### (ハ) 座談会の開催

ラジオ放送座談会及び山梨日日新聞紙上座談会を開催した。

## (ニ) 簿記講習会の開催

甲府市、下吉田町及び大月町において簿記講習会を開催したが、聴講者凡そ二百五十名に達し相当の成果を収めた。

## (ホ) 簿記模範工場及び商店の表彰

甲府税務署、商工会議所及び山梨計理士会の推薦により縣内簿記模範六商店の表彰を行った。

## 4 企業の診断及び指導の実施

第一次企業診断は縫製七工場、絹織物七工場、鉄鉄鑄造五工場について行ったが、当期は第二次として合成樹脂、経メリヤス、燃糸の三業種を対象とし申込のあつた全工場（合成樹脂二、経メリヤス二、燃糸八）について実施した。その結果一般的には特に留意を要する事項として次の諸点が指摘せられ各工場については夫々診断員より直接改善の勧告が行はれたが、今後此の勧告の線に沿つて指導につとめることとなつた。

## (イ) 資本資金について

税金と金融の問題は各企業者共通の悩みであるが帳簿組織の不備と事業の非計画性とは致命的欠陥である。同時に自己資本の蓄積による資本構成の健全化と固定流動各資産の構成の均衡についても意を用うる必要がある。

## (ロ) 損益について

確かな帳簿をつけていないために損益関係明瞭を欠き自己の企業経営に対する科学的検討と反省が行われない。大部分の工場は企業会計と家計とを混同しているし、又減價償却等は殆ど忘却されている。

## (ハ) 設備について

設備の改善による企業の合理化は焦眉の急務であるが、最近の金詰り等のために依然として旧式の非能率的な設備に依存している。燃糸、合成

樹脂工業共に新式機械を設置し、作業能率の向上とコストの引下につとめねばならない。

(ニ) 加工技術について

各工場共経験者の採用につとめているが、従業員の多くは見習中であり、全般的に加工技術は未だ低位にあることは否み難く、今後一層の指導研究を要する。

なお第一次企業診断十九工場について診断実施後の勧告事項の具体化の状況について調査した処現在の逼迫せる経済客観状勢下において早急に改善の実をあげることがは仲々困難であるが、種々の勧告に基き経営者が自己経営を反省し、診断員の有効なる助言を体し、企業運営に努力した結果生産技術、経営経理、企業組織、労務管理の各部門にわたつて次の如く顕著な向上が示され効果が現われつゝある。

(イ) 生産技術について

技術面については各々勧告に基いて改善研究をなし、能率の向上を見た工場が多く、工場設備の修理、機械の配置轉換七工場、旧式機械を新式機械に入れ替へたもの一工場、工員の技術再養成を行つたもの九工場等があり、改善につとめた結果相当の能率向上を示している。

(ロ) 経営経理について

診断勧告は企業者の経営経理に対する認識を一層深くし診断当時無簿記の工場であつたが、帳簿組織を確立し、記帳の正確を期しているもの八工場、予算統制原単位の確認につとめているもの六工場、増資を行い資本構成を是正し経営の安定を図っているもの三工場があり経営経理の健全化につとめている。

(ハ) 企業組織労務管理

企業の人的生産要素である、労務問題の重要性の認識により、従業員の精鋭主義による配置轉換を行い能率の向上を図っているもの八工場、余

剩労務の整理による人件費の節減をはかっているもの五工場、職制を明瞭にし作業能率の増進につとめているもの三工場、従業員の福利施設の完備により快適な環境を作りあげ労働意欲を高めたもの二工場があり合理化促進につとめている。

(二) 資材資金の斡旋について

診断工場の多くは建物設備等が老朽で早急に改善修理を施さねばならぬが、これに対し極力資材の斡旋につとめた結果左記の通りの割当を獲得した。

診断工場体質改善用 資材数量

| 品目   | 計      | 現物化    | 割当決定  | 備考 |
|------|--------|--------|-------|----|
| 薄板   | 九五五、六疋 | 六五五、六疋 | 三〇〇疋  |    |
| 電線   | 三七一    | 三三一    | 四〇    |    |
| 木材   | 一八八、五石 | 一五一石   | 三七、五石 |    |
| 亜鉛鍍板 | 三三〇疋   | 一五〇疋   | 八〇疋   |    |
| 鋼材   | 一、二〇〇  | 二〇〇    | 一、〇〇〇 |    |
| 釘    | 三三一    | 三三一    |       |    |
| 針金   | 四三、五   | 四三、五   |       |    |
| 變壓器  | 三基     |        | 三基    |    |

又第一次、二次診断工場用資材としてセメント、硝子、ベルトを通商産業局に斡旋申請中である。資金についても極力斡旋にとめた結果成果を得た工場もあり、今般中小企業廳斡旋による設備資金の融資についても診断工場は優先斡旋する方針の様である。

#### 5 企業振興対策協議会の運営

昭和二十三年一月発足した中小企業指導本部は縣の中小企業振興対策要領を策定し、之を推進して來たのであるが、その後の經濟狀勢の変化に鑑み一步掘下げた具体的振興対策を講ずる必要に迫られたので、本年九月右指導本部を山梨縣企業振興対策協議会に改組し、各業種別の振興策を中心に運営する方針を採り再出発をした。協議会に改組以來組織物業についての消費稅輕減問題、検査制度の検討販路開拓、金融電力問題等に関し、又縣内自作棉花の縣内工場による処理加工の問題、木工業に関する木材資源の高度利用等の諸問題を取上げて具体的振興策の樹立に活動している。

#### 6 工業振興展示会の開催

工業技術振興國民運動の一環として又甲府市制六十周年記念事業の一として十月十一日より二十三日迄十三日間に亘り、山梨縣工業振興展示会を甲府市において開催した。出品工場数八〇、出品点数一、九〇〇点に及び物産館及び貿易館に分け、物産館は一般製品を郡市別に陳列し貿易館は輸出の振興に重点を置き縣内輸出品の他に日本貿易館及び工藝指導所より借用した織維品、工藝品を展示し縣市民の參觀に供した。

なお貿易館は甲府会場終了後、会場を下吉田に移し織物業界に直接刺戟を與へた。

本展示会により、本縣中小工業者に対しては自己の製品について一層の技術向上を奮起させ、一般縣民に対しては本縣工業に対する関心を深め工業振興に多大の成果を収めた。

#### 7 工業試験場の運営

工業試験場の試験事項としては現在人造絹糸、糊付試験、縮縮試験、雙人シャツ地製織試験、図案研究等を行つており、作業としては精練漂白、

染色、絹糸織度等の検定を行い郡内機業に指導的役割を演じているが、更に設備人員の刷新を図つて指導機関として遺憾なきを期したい。

なお、上野原の分場は今迄休眠状態にあつたが、九月技師を駐在せしめると共に民間へ貸與中の設備も着々回収につとめ整備中である。

#### 8 山梨縣立木材工業指導所の設置

本縣産業の主流たるべき製材業並びに木材加工業の現状はこれを全国的技術水準に比するとき遺憾ながら著しく低位低調にあり、斯くては到底他府縣との競争が出来ないと認められるので、去る十月開会の縣議会の協賛を得て木材工業指導機関を甲府市飯田町に設置することとした。

本施設は製材技術の向上を図ると共に、豊富な恩賜林産有用潤葉樹を乾燥材として木工業界に供給することによつて優秀木工品製作の基礎を確立し、斯業の振興に資し様とするもので、その準備も着々進め近く開所の運びとなつた。

#### 9 主要企業の現況

##### (イ) 絹織物業

七月から八月にかけての一齊休機以來生産は増加し、一見業界は好轉した様に見受けられたが、十一月に入るや郡内機業は消費税撤廃を明年一月に控えての買控えと税攻勢の圧力とで非常な苦況に追込まれ、休機或は操短する者が続出の傾向にある。課税標準価格の引下げについては國税当局の理解ある態度によつて概ね所期の成果を収めたのであるが、同時に消費税の納入について組合は厳格な責任性を負わされ業者も自肅反省した結果、九月は納税に好成績をあげた。九月と十月と生産数字が飛躍的に高まつているのは責任額納税のための実質的生産増加と共に闇に隠れていた生産の表面化ということも見逃し得ない事実であろう。

郡内機業の不振は一般經濟界の不況の反映であり、之が振興は一般景氣の挽回に待たねばならないが、それにつけても品質低下の防止と金融には出来るだけの指導と努力を拂わねばならない。前者については目下織物検査制度の実施を研究中であり、後者に就いては金融機関に対し鋭意斡旋に

つとめてみる。

なお、古くからの取引のあつた韓国・中国との通商には最も関心を拂う所であつて情報の把握につとめており、十一月二十七日には通産省小滝通商監を迎えて日韓貿易促進懇談会を開催した。七、八、九、十月における生産高、在庫高を示せば左表の如くである。

| 生 産 高 (単位平方碼) |  | 在 庫 高 (単位平方碼) |                                      |
|---------------|--|---------------|--------------------------------------|
| 七月            | 内 譯<br>絹 二五一、五五八<br>人 一〇一、四一二<br>交 六四、三六三<br>織 八五、七五三      |               | 六六、三三九<br>三三、八九三<br>一五、三四四<br>一七、一〇二 |
| 八月            | 内 譯<br>絹 六九一、九五六<br>人 五三三、四六二<br>交 五〇、七一〇<br>織 一〇七、七八四     |               | 三四、六八三<br>二四、六二五<br>四、五九二<br>五、四六六   |
| 九月            | 内 譯<br>絹 一、五五一、六一七<br>人 一、一八八、一三三<br>交 五一、二一八<br>織 三二二、二六六 |               | 一六、四四一<br>一一、九四三<br>一、三一八<br>三、一八〇   |
| 十月            | 内 譯<br>絹 一、六九五、九四五<br>人 一、三九四、三九六<br>交 六四、一〇五<br>織 二三七、四四四 |               | 一四、八三九<br>一一、七七六<br>一、一九三<br>一、八七〇   |

ひとめてみる。

なお、古くからの取引のあつた韓国・中国との通商には最も関心を拂う所であつて情報の把握にとめており、十一月二十七日には通産省小滝通商監を迎えて日韓貿易促進懇談会を開催した。七、八、九、十月における生産高、在庫高を示せば左表の如くである。

| 生 産 高 (単位平方碼) |                     | 在 庫 高 (単位平方碼)                               |                                      |
|---------------|---------------------|---|--------------------------------------|
| 七 月           | 内 譯<br>絹 人 交<br>織 絹 | 二五一、五五八<br>一〇一、四一二<br>六四、三六三<br>八五、七五三      | 六六、三三九<br>三三、八九三<br>一五、三四四<br>一七、一〇二 |
| 八 月           | 内 譯<br>絹 人 交<br>織 絹 | 六九一、九五六<br>五三三、四六二<br>五〇、七一〇<br>一〇七、七八四     | 三四、六八三<br>二四、六二五<br>四、五九二<br>五、四六六   |
| 九 月           | 内 譯<br>絹 人 交<br>織 絹 | 一、五五一、六一七<br>一、一八八、一三三<br>五一、二一八<br>三一、二六六  | 一六、四四一<br>一一、九四三<br>一、三一八<br>三、一八〇   |
| 十 月           | 内 譯<br>絹 人 交<br>織 絹 | 一、六九五、九四五<br>一、三九四、三九六<br>六四、一〇五<br>二三七、四四四 | 一四、八三九<br>一一、七七六<br>一、一九三<br>一、八七〇   |



## (ロ) 自作棉花の加工

六二

綿製品の逼迫から縣内農家においては自給自足の観点から棉の栽培に意を用うる様になり、昨年度の棉花の收量は四万九千貫（繰綿にして一万五千貫）であり、今年度は昨年約三倍の十五万貫の收穫が予想されている。この棉花の委託加工を目指して縣外より十数社の会社が潛入し獲得運動をなし、縣内加工業者をおびやかしている実状であるので、縣下関係業者は縣指導のもとに十一月十七日山梨縣自作棉花受託加工協会を創立し積極的に之と対抗し競争を開始するに到つた。

## (ハ) 水晶加工工業

水晶加工工業は輸出面から見ると本期間中の一カ月の平均輸出額は約三、五〇〇弗に達しており、その後も引続き引合があつて稍好調のようであるが、全般的には一般購買力の激減と税攻勢等のため極度に沈滞しており、又保谷クリスタルの下請工場としての輸出向シャन्दリヤの研磨に轉向した六〇余工場も相当額の売上げを示したが、加工賃運拂のため経営は苦しく廃業者休業者が相次いでいる状況である。

縣としてはこれら水晶製品の輸出を最高度に伸長せしめることは勿論であるが、輸出用水晶原石の輸入許可も確定しない現在では今後の發展が予想できないので傳統の加工技術を活用してチエツコの硝子工業のような、アメリカ向けとして需要の高い高級硝子材料の精密加工に伸してゆくと云ふ方針を立て十月初旬係技師を大阪・名古屋方面に派遣し硝子研磨の状況について調査研究をなさしめると共に、近く斯業の權威者を招聘して水晶加工工業についての集團企業診断並びに講習会、研究会を開催すべく準備中であり、これにより水晶加工工業界に新たな活路が展開されるものと期待する。又山梨縣研磨工業研究所において目下研究中の水晶首飾の孔明け加工及び瑪瑙の着色も相当程度進捗しており、研究完了の上はその成果を企業に滲透せしめることにより輸出水晶首飾生産の飛躍的増大を図ることが出来るものと信ずる。

## (ニ) 木製品工業

本年二月頃から必需品である斯業にも一般需要者の金詰りが反映して全国的に販売不振となり、ストック増加傾向が強く、従つて資金の回轉は不円滑となつて極度な金詰りは業界を萎縮させ自然淘汰の趨勢となり休業工場及び人員整理工場が競出する窮狀に立至つた。茲において縣下三六三の動力使用工場は企業の合理化に本腰を入れ経営經理、生産技術の改善勞務能率の向上等に工夫努力を拂つてゐるが、技術の貧困はおおらなくもなく木工技術の研究指導には更に力を注がねばならない。

(ホ) パルプ製紙工業

パルプ及び製糸工業の設備進捗状況については前回に報告したところであるが、その後当初の計画を略々完了する迄に順調な進捗を示している。パルプ製品の市況は七、八月頃不振であつたが、其の後逐次需要増加の傾向にあり特に十月以後は活氣を呈して來ている。然し價格は依然として一封度六円を割る五円程度で加うるに代金の支拂が遅く経営は苦難である。

手漉和紙工業については市川大門町の障子紙は九月頃より使用薬品の入手難は解消し併せて需要の時期に入つたため滞貨も殆んど出拂う状況で漸く蘇生の状態にあるが、西嶋村の製品は大部分が改良紙の類であり、中小学校で習字をやらなくなつたこと、官廳方面で経費削減のために機械漉薄紙を多く使用する様になつたために売行き悪く滞貨も多く、今後の生産品種の選択に工夫研究をする必要がある。

(ヘ) 鋳業

本期間中の鋳種別生産状況は次表の通りであるが(括弧内の数字は前期(四月―七月)との比較増減を示す)

三菱鋳業(株)宇鋳山の硫化鋳の生産は引続き好調を示し、十一月は戦後最高の記録を出しているのに対し、炭坑は全国的滞貨増と統制撤廢の影響を受けて販売不振に陥り採炭も著しく減少し前途甚だ悲觀的である。マンガンは諏訪興業(株)落合鋳山が八月中旬新に操業を開始し十月始めて生産を見たもので今後有望視される。石膏は土肥鋳業(株)茂倉鋳山において焼石膏の生産が順調で今期に入り大いに生産高が上昇して來た。

本年二月頃から必需品である斯業にも一般需要者の金詰りが反映して全国的に販売不振となり、ストック増加傾向が強くなり、従つて資金の回轉は不円滑となつて極度な金詰りは業界を萎縮させ自然淘汰の趨勢となり休廃業工場及び人員整理工場が続出する窮状に立至つた。茲において縣下三六三の動力使用工場は企業の合理化に本腰を入れ経営經理、生産技術の改善勞務能率の向上等に工夫努力を拂つてゐるが、技術の貧困はおおらなくもなく木工技術の研究指導には更に力を注がねばならない。

(ホ) パルプ製紙工業

パルプ及び製糸工業の設備進捗状況については前回は報告したところであるが、その後当初の計画を略々完了する迄に順調な進捗を示している。パルプ製品の市況は七、八月頃不振であつたが、其の後逐次需要増加の傾向にあり特に十月以後は活氣を呈して來ている。然し価格は依然として一封度六円を割る五円程度で加うるに代金の支拂が遅く経営は苦難である。

手漉和紙工業については市川大門町の障子紙は九月頃より使用薬品の入手難は解消し併せて需要の時期に入つたため滞貨も殆んど出拂う状況で漸く蘇生の状態にあるが、西嶋村の製品は大部分が改良紙の類であり、中小学校で習字をやらなくなつたこと、官廳方面で経費削減のために機械漉薄紙を多く使用する様になつたために売行き悪く滞貨も多く、今後の生産品種の選択に工夫研究をする必要がある。

(ヘ) 鋳業

本明間中の鋳種別生産状況は次表の通りであるが(括弧内の数字は前期(四月―七月)との比較増減を示す)

三菱鋳業(株)宝鋳山の硫化鋳の生産は引続き好調を示し、十一月は戦後最高の記録を出しているのに対し、炭坑は全国的滞貨増と統制撤廃の影響を受けて販売不振に陥り採炭も著しく減少し前途甚だ悲觀的である。マンガンは諏訪興業(株)落合鋳山が八月中旬新に操業を開始し十月始めて生産を見たもので今後有望視される。石膏は土肥鋳業(株)茂倉鋳山において燒石膏の生産が順調で今期に入り大いに生産高が上昇して來た。

耐火粘土は鋳業所が資金難の爲七月以後休山状態に陥つた。

| 種    | 生産高(單位トン) |
|------|-----------|
| 石炭   | 二七三〔一七三〕  |
| 硫化鐵  | 五六九一〔二四九〕 |
| 銅    | 一一五〔一五〕   |
| 亜鉛   | 七〇〔+一〇〕   |
| マカソン | 六九〔+六九〕   |
| 石膏   | 一八一〔+一四六〕 |
| 耐火粘土 | 〇〔-八八〕    |

(ト) 電力事情

A 薪増加受電の極めて困難な情況下にも不拘本期間中の需要増加は織物関係六〇〇馬力、農業関係五〇〇馬力等を主として総計約三、〇〇〇馬力に達し電力需要実績の蓄積と中小企業特に織維工業用電力の確保を計つた。

B 郡内地方に対する電力供給施設過少のため屢々停電を余儀なくされ、織物工業や其の他産業に重大なる支障を與へていたのであるが、之れを救済するため通産省、日本発送電株式会社、関東配電株式会社等関係方面に対する強力な要請措置により日発駒橋発電所構内の変電所の供給施設を従來の一、五〇〇馬力から三、〇〇〇馬力に増設することが具体化し目下鋭意工事中で十二月早々完成の見込であり、本年冬期にお

ける効果が特に期待される。

(七) 水産

(イ) 稻田養鯉の奨励(水産五カ年計画の一)

農家の動物蛋白質の補給並びに多角的経営の一助として稻田養鯉の奨励を企図し、地方事務所、町村と連絡のもとに稻田養鯉講習会を開催し、パンフレット「稻田養鯉の葉」を配布して技術傳習をなすと共に、鯉苗は町村、地方事務所、農業協同組合よりの申込に應じ、山梨縣池中養殖特別漁業会より配布斡旋した。

稻田養鯉実施概況

| 郡市名 | 稻田面積     | 養鯉可能稻田面積 | 放養尾數    | 反當平均放養尾數 | 備考       |
|-----|----------|----------|---------|----------|----------|
| 東山梨 | 一五、一四町步  | 一三、三八町步  | 七、七〇〇尾  | 五〇〇尾     | 鯉苗は全長一寸位 |
| 西山梨 | 八、二五     | 八、一四     | 八、五〇〇   | 一、四一五    |          |
| 東八代 | 一、七、一六、四 | 一、二〇〇    | 八、二、二〇〇 | 一、〇〇〇    |          |
| 西八代 | 六、一八     | 五〇〇      | 四九、一五〇  | 三〇〇      |          |
| 南巨摩 | 八、六七     | 八、二七     | 七〇、〇〇〇  | 三、一八     |          |

(ロ) 水産業協同組合の設立

水産業協同組合法（法律第二四二号昭和二十三年十二月十二日公布）に基づいて漁民は民主的な新らしい漁業協同組合を自由に設立出来るようになったので、その趣旨の普及徹底を図つた。

従来より存在していた漁業会は、水産業協同組合法の制定に伴う、水産業団体の整理等に関する法律（法律第二四三号昭和二十三年十二月十五日公布）に基づいて漁業権を有しない漁業会は十月十四日迄に解散することになり、漁業権を有する漁業会は、新らしい漁業法の公布されて規定されるまで漁業権の管理団体とし存続するように定められたのでその趣旨の普及徹底を図つた。

(A) 漁業会解散の概要

| 漁業會名 | 概        | 要        |
|------|----------|----------|
| 中巨摩  | 三、四九四    | 一一、三七〇、五 |
| 北巨摩  | 四、九六四    | 三、四七二    |
| 南都留  | 一、〇二三、六  | 七七三、九    |
| 北都留  | 三八三、六    | 三六八、六    |
| 甲府   | 七九七      | 一〇〇      |
| 計    | 一六、一九八、七 | 一一、七六四、七 |
|      |          | 九三五、一二五  |
|      |          | 四九九      |
|      |          | 八八九      |
|      |          | 三二一      |
|      |          | 三〇〇      |
|      |          | 五〇〇      |
|      |          | 三二八、二二五  |
|      |          | 六六、二〇〇   |
|      |          | 三七、九〇〇   |
|      |          | 七九、九〇〇   |
|      |          | 二三六、二五〇  |
|      |          | 五四五      |

(B) 漁業協同組合設立の概要

| 組 合 名        | 地 区   | 組 合 事 務 所 々 在 地 | 摘 要       |
|--------------|-------|-----------------|-----------|
| 山梨中央同漁業會     | 釜無川水系 | 北巨摩郡三吉町         | 認可済非出資組合  |
| 山梨東同漁業會      | 荒川水系  | 甲府市三吉町          | 認可済非出資組合  |
| 山梨中央同漁業會     | 富士川本流 | 西八代郡富里村         | 認可済出資組合   |
| 山梨中央同漁業會     | 桂川水系  | 北都留郡上野原町        | 認可済出資組合   |
| 山梨中央同漁業會     | 山中湖   | 南都留郡中野村         | 認可済出資組合   |
| 山梨中央同漁業會     | 河口湖   | 南都留郡河口村         | 認可申請中出資組合 |
| 山梨縣水産養殖特別漁業會 |       |                 |           |
| 富士川同漁業會      |       |                 |           |
| 西本栖湖同漁業會     |       |                 |           |
| 精進本栖湖同漁業會    |       |                 |           |
| 山中湖同漁業會      |       |                 |           |
| 河口湖同漁業會      |       |                 |           |
| 忍草川同漁業會      |       |                 |           |
| 桂川同漁業會       |       |                 |           |
| 丹波川同漁業會      |       |                 |           |
| 山梨中央同漁業會     |       |                 |           |
| 山梨東同漁業會      |       |                 |           |
| 山梨北同漁業會      |       |                 |           |

者は量的に減少しつつある現況であると共に質的にも必ずしも所望の如き上昇を見ていない。しかし改正労組法による法内組合として健全なる発展を期する意欲と具体的活動も見受けられるのであつて、寧ろ今後の動向にその消長がかけられる重要な時期に入つていゝと考えられるのであつて、十一月七日労働組合代表者会議を以て表面上も完全に分裂したと目される労働戦線も新らたなる統一の基礎であるとも云えるのである。

2 紛争議の状況（地労委活動状況）

前期間より地労委において斡旋に努力して來た丸中製糸甲府工場の紛争は解決したが企業整備に伴う退職者の退職金、賃金未拂問題をめぐる提訴事件が続発し、本期間中新らたなる提訴一四件を示した。

これらに対し地労委は総会九回各種委員会四二回を開催し処理に努め六件を解決した。

その概要は次の通りである。

| 事 件 名                       | 主 要 々 求 事 項            | 解 決 條 件                      |
|-----------------------------|------------------------|------------------------------|
| 中部民論社従業員未拂賃金外<br>輪旋         | 未拂賃金及立替金支拂退職金、解雇豫告手當支給 | 要求貫徹（四、五〇〇円支給）               |
| 福島工業（株）従業員退職金等<br>同         | 解雇豫告手當支給退職金支給          | 要求貫徹 退職金（解雇豫告手當）<br>三〇二、五三九円 |
| 八巻商會従業員未拂給料外<br>同           | 未拂給料支拂解雇手當支拂           | 要求貫徹 退職金（解雇豫告手當）<br>三〇二、五三九円 |
| 旭光縫工社従業員組合員整理<br>同          | 退職金増額一部復職要求            | 要求貫徹 退職金（解雇豫告手當）<br>三〇二、五三九円 |
| 清野工業所従業員未拂賃金<br>同           | 未拂賃金、解雇豫告手當支拂          | 要求貫徹 退職金（解雇豫告手當）<br>三〇二、五三九円 |
| 末木車製作所未拂賃金及立替金<br>同         | 未拂賃金立替金支拂              | 要求貫徹 退職金（解雇豫告手當）<br>三〇二、五三九円 |
| 日本木工（株）山梨工場従業員未拂賃金退職金同<br>同 | 未拂賃金立替金支拂退職金増額支給       | 要求貫徹 六千円増給                   |
| 信支建材（株）従業員解雇豫告手當退職金同<br>同   | 解雇豫告及退職金増額要求           | 妥結（退職金二三、〇〇〇円）               |
| （株）竹中工務店甲府出張所従業員退職金増給同<br>同 | 退職金増額要求                | 妥結（退職金二三、〇〇〇円）               |



|                     |   |                       |                                 |
|---------------------|---|-----------------------|---------------------------------|
| 縣森連甲府工場勞組員整理        | 同 | 未拂資金支拂退職金増額要求         | 安結<br>退職金増額提訴取下、<br>退職者<br>要求貫徹 |
| 新星産業(株)山梨製作所従業員整理   | 同 | 未拂資金解雇預告手當退職金         |                                 |
| 牧野木材(株)大月出張所勞組員賃下   | 同 | 反 對                   |                                 |
| 明電水晶(株)従業員退職金解雇預告手當 | 同 | 退職金増額、退職者に退職金解雇預告手當支給 |                                 |
| 山梨縣警察従業員組合連合會團體交渉   | 同 | 賃上團體交渉を持て             |                                 |

なお提訴に至らないが、地労委において取扱つた件数五〇件があり、何れも勧告その他により円満解決を見ている。

その他労組法の改正により地労委は準司法的機関として不当労働行為或は組合資格審査の処理に当つているが、その処理件数八件である。

3 労働教育

前期同様本年初頭計画した実施要項に基き労組法の規定する要件に則する法内組合としての資格を具備することを指導助言の目標として現地指導と共に多角的な方法を探つたがその概要は左の通りである。

(イ) 労働教育週間の設定実施

九月一日から一週間を労働教育週間と定め全国的規模に合致させつゝレクリエーション、スポーツを織り込んだが特に労働組合野球大会は参加

チーム二六、結局電産労組チームが優勝し、同チームは関東地区労組野球大会に出場した。

(ロ) 集会教育実施状況

|       |     |       |        |
|-------|-----|-------|--------|
| 講演懇談会 | 九三回 | 参加人員延 | 八、〇六一人 |
| 座談会   | 五回  | 同     | 一六九人   |
| 映画会   | 一回  | 同     | 八二二人   |

(ハ) 配付印刷物

リーフレット(月刊山梨労働を含む) 五、九五〇部

パンフレット 九一六部

ポスター絵葉書 五四〇部

(ニ) 労働文庫利用状況

新規購入図書 一一二冊

在庫図書総数 八〇〇冊

図書利用人員 七九二人

(九) 貯蓄の増強

本縣の今期における貯蓄の推進は極めて旺盛で、稀に見る好成績を収めることが出来た。

即ち十月末現在において十五億二千九百八十一万八千円に達し、本年度の本縣貯蓄目標額十三億円に対して、一一八%を示したことは洵に喜ぶべきことである。

(イ) 経済講演会の開催

七月二十三日、二十四日の両日甲府市及び下吉田町において大蔵省銀行局長愛知揆一氏外務省情報部長奥謝野秀氏の経済講演会を開催。

十月十五日縣農協ホールにおいて日本銀行政策委員荷見安氏の經濟講演會を開催。

(ロ) こども銀行(組合)大会の開催

十月二十一日縣議會議事堂に縣下こども銀行(組合)大会を開催。

(ハ) 貯蓄功勞者の表彰

十一月十一日大藏省における優良こども銀行表彰式について、本縣においてもこの中央表彰を受けた花鳥こども信用組合、金手町こども銀行の表彰狀傳達と共に地方表彰として飯野こども信用組合、藤田小学校子供協同組合、石和小学校こども銀行を、又地方努力賞として、勝沼中学校、甲府東中学校子供銀行、泉中学校子供郵便局、栄中学こども信用組合、笹子中学こども信用組合を夫々十一月二十九日縣議會議事堂において表彰狀を授與した。

なお本年度貯蓄功勞者の表彰については既に中央においては甲府池添貯蓄組合、個人として縣信連雨宮茂普及課長が決定され、近く縣においても地方表彰者の決定によつて、団体及び個人の功勞者表彰を行う。

(ニ) 生活安定特別貯蓄運動の実施

秋の收穫時における農家の収入と一般市民の歳末浮動資金の吸収を自途として、十一月十五日から十二月末まで本運動を実施、更に貯蓄の増額に資する。

なお縣下各官公署、銀行、会社、団体に対し給與の端數貯金を勸奨し貯蓄増強の一助とする。

(ホ) 貯蓄組合の現勢

子供銀行、信用組合、郵便局の現勢

|        |     |      |       |
|--------|-----|------|-------|
| 貯蓄組合の數 | 六六三 | 組合員數 | 八六一九六 |
|--------|-----|------|-------|

| 區別     | 數   | 預金者數   | 預金額       |
|--------|-----|--------|-----------|
| 子供銀行   | 七〇  | 七、六〇一  | 一二五、三三六円  |
| 子供信用組合 | 九六  | 三一、〇五五 | 五、〇二六、二七二 |
| 子供郵便局  | 五五  | 九、六一三  | 六〇五、〇二〇   |
| 計      | 二二一 | 四八、二六九 | 六、八八二、六二八 |

〔十〕 調整部會答申

さきに提出された生産増強五カ年計画策定委員会各専門部会（農業、畜産、蚕糸、水産、林業）の答申を強力且つ効果的に実施するため、本年六月二日以來調整部會において慎重審議が行われていたが、十二月十三日総合的意見の取纏めを終り、左の答申が知事宛に提出された。

本縣産業振興の基本となる生産増強五カ年計画もここに確定をみて愈々本格的推進の段階に入ることとなつた。

生産増強五カ年計画策定委員会調整部會答申書

記

本部会は農業、畜産、蚕糸、水産、林業各部会の答申が本縣産業振興上極めて重要適切な計画であることを認め、この実現につき縣は積極的熱意と信念をもつてこれが完遂を期せられたい。

なお右の実施に当つては左の諸点に留意し万全の措置を講ぜられるよう要望する。

一、各部会答申書計画、民間にこれを委ねて一層の効果を期待し得る事項については縣はその基本方針を明らかにして事業の積極的指導援助を行ふべきである。

二、各部会答申書の内容中相互に関連深い事項については年度計画毎に基本的調整を行うよう考慮されたい。

三、計画の実施に当り技術的重要事項については各試験研究機関は相互常時密接なる連絡協調を図るは勿論学識経験者等の意見を徴し、且つこれを活用推進に努められたい。

四、資金計画の樹立及び運用に当り特に困難の予測される事項については縣当局は強力に中央並びに縣内金融機関その他各方面に対し、積極的努力を拂われたい。

なお金融の現況に鑑み各年次計画はそれ自体独立しても効果の実を挙げ得るよう配慮されたい。

五、課税方針については特に自主的生産意欲を阻害せざるよう格別の考慮を拂われたい。

## 二、食糧問題

此の期間における食糧事情を概観するに、麦、馬鈴薯の供出は一二六%と言う良好な成績で完了する一方、米、甘藷は当初豊作型の條件に恵まれ

明るい見通しが得られたが、九月中旬以後のキティ颱風による災害を初め二化螟虫その他病虫害の被害に見舞われて全国的減収が予想され、当初の予想に全く反する結果となつた。

又需給面を見るに主要食糧の輸移入の順調な進行に依つて最も心配した端境期を乗り切ることが出来、又副食物についても一部魚類の統制が解除され、又味噌、醤油はフリークボン制の実施に伴い質の向上に努力が向けられるようになり、総括して食糧事情は明朗となつて来た。

〔一〕 麥、馬鈴薯の供出状況

麥、馬鈴薯の供出は總体的には一二六、七%と云う優良な成績を収めたが、局部的には被害の爲、供出不可能な農家もあつたので、これに対し新に所謂免責措置を獲得した(麥については本縣のみ認められた)その数量は四二八石であるが、この結果一件の強権発動も見なかつたことは頗る幸いである。

1 麥類の供出状況表

| 郡市名 | 事前供出割當量  | 補正供出割當量  | 免責數量     | 供出量        | 割當に對する同上市率 |
|-----|----------|----------|----------|------------|------------|
| 東山梨 | 一四、四七一〇石 | 一二、九九五二石 | —        | 一五、六三四五石   | 一一〇、三%     |
| 東八代 | 一五、九四九、四 | 一四、六四一、七 | 一九九、五一四石 | 一七、九五六、六〇八 | 一一三、六%     |
| 西八代 | 六、四四九、四  | 五、六八七、一  | 二一、八八六   | 六、四八九、六九四  | 一一四、一%     |

2 馬鈴薯の供出状況表

| 郡市名 | 事前供出割當量             | 補正供出割當量             | 供出數量                                   | 供出比率   | 超過供出量 |
|-----|---------------------|---------------------|--|--------|-------|
| 東山梨 | 八九、八〇〇 <sup>貫</sup> | 八五、三〇〇 <sup>貫</sup> | 一〇三、八三五 <sup>貫</sup> 、九一〇 <sup>匁</sup> | 一一一、二% |       |
| 東八代 | 一三〇、六〇〇             | 一二四、四〇〇             | 二〇六、七二一、四二〇                            | 一六六、一% |       |
| 西八代 | 二二、四〇〇              | 二〇、一〇〇              | 四九、二〇六、六〇〇                             | 二四四、八% |       |
| 南巨摩 | 一七、八〇〇              | 一五、七〇〇              | 二七、三五二、一五〇                             | 一七四、二% |       |

| 計           | 甲府        | 北都留       | 南都留       | 北巨摩        | 西山梨       | 中巨摩        | 南巨摩       |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 一〇〇、六〇〇、〇   | 六、三三二、六   | 三、七四一、六   | 二、〇七六、五   | 二〇、〇〇一、一   | 四、六〇五、九   | 二一、四〇三、一   | 五、五六九、四   |
| 九〇、五〇〇、〇    | 五、八七一、五   | 三、〇五三、〇   | 一、六六八、八   | 一八、八一〇、六   | 四、二五〇、五   | 一八、八七〇、六   | 四、六五一、〇   |
| 四二八、八〇七     | —         | —         | —         | 四八、六〇〇     | 四九、六六六    | 一〇九、一四一    | —         |
| 一一四、八四三、九〇八 | 七、二〇〇、一〇九 | 三、六四二、〇四七 | 二、四八〇、一八一 | 二六、七八九、八八五 | 五、五七三、六一五 | 二三、六一二、二六一 | 五、四六四、九六三 |
| 一二六、六%      | 一二三、六%    | 一一九、三%    | 一四八、六%    | 一四二、四%     | 一三一、一%    | 一二五、一%     | 一一七、五%    |

縣においては供出農家並びに関係者の此の努力に報ゆる爲十月二十四日山梨民事部長列席のもとに表彰式を実施した。

| 計             | 甲府         | 北都留         | 南都留         | 北巨摩         | 西山梨        | 中巨摩         |
|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 一、一六〇、〇〇〇     | 二〇〇〇       | 一四四、二〇〇     | 二九三、三〇〇     | 三〇一、三〇〇     | 二六、六〇〇     | 一一四、〇〇〇     |
| 一、〇六七、〇〇〇     | 一九、五三〇     | 一三二、一〇〇     | 二五三、九〇〇     | 二八一、三〇〇     | 二六、一七〇     | 一〇八、五〇〇     |
| 一、三八八、三三五、〇〇七 | 四六、六三九、四〇〇 | 一四九、九二七、三八五 | 二〇八、七〇一、五七二 | 三八七、一二七、九三〇 | 四四、九七一、〇〇〇 | 一六三、八五二、〇〇〇 |
| 一三〇、一%        | 二三八、八%     | 一一三、四%      | 八二、〇%       | 一三五、五%      | 一七一、八%     | 一五一、〇%      |

〔二〕 米・甘藷の供出状況

米、甘藷の供出は本年一月末事前割当として米一三〇、〇〇〇石甘藷四、三二六、〇〇〇貫と決定され、別表の通り各郡市の割当が決定されていたが、前述の通り九月中旬以後のキテイ颱風による倒伏、病虫害等の被害の爲、当初の豊作予想は完全に覆えされ米、雜穀においても又甘藷においても同様予想外の減収を見るに至つた。

かねて延引していたこれが、補正のための知事会議は、十一月二十五日開催されたが、全国的な大減収にも拘はらず補正量は僅かに全國一四万



石であつて、本縣は米、雜穀二、三〇〇石、甘藷一三七、〇〇〇貫である。會議は当初より知事及農調委全協の強硬なる政府案返上の決議となつて現われ前後四日間に亘る大波瀾の結果遂に補正量二四五万石に変更され、これに伴い本縣米、雜穀の補正量は七、〇〇〇石となり、会期五日間と云う歴史的會議は終了した。

七八

知事及農調委全協が本補正割当案を承認するに当り、左記條件が付されたのであるが、これは政府との間に覺書として正式に調印されたもので正に劃期的なものである。

(イ) 眞にやむを得ない理由に依つて供出を果し得ない農家に対しては適當な方法により充分な実情調査の上、之の供出割当量の完遂を強制しない措置を取ること。

(ロ) 前項の特別措置をとつた農家に対しては右措置に應じた課税を行うこと。

(ハ) 超過供出については本年度に限り府縣別目標數量を示すに止め強制的な措置を取らないこと。

(ニ) 五等米について適當な價格および規格をすみやかに決定して買上數量を制限しないこと。

1 各郡市別事前割当及び供出進行表(十一月末現在)

イ、米、雜穀

| 郡市名 | 生産割當     | 供出割當    | 補正後の供出割當   | 供出成績<br>(十一月末現在) | 比率    |
|-----|----------|---------|------------|------------------|-------|
| 東山梨 | 四八、四二〇石  | 五一、一六六石 | 本月十三日決定の豫定 | 一、六〇〇石           | 〇、〇三% |
| 東八代 | 四六、〇七六、三 | 六、六八九、三 |            | 二一、二〇〇           | 〇、三   |

甘藷

| 郡市名 | 生産割當                       | 供出割當                     | 補正後の供出割當   | 供出成績<br>(十一月末日現在)        | 比率    |
|-----|----------------------------|--------------------------|------------|--------------------------|-------|
| 東山梨 | 一、一九二、四四七 <small>貫</small> | 三五五、〇〇〇 <small>貫</small> | 本月十三日決定の豫定 | 二八五、九九四 <small>貫</small> | 八〇、五% |
| 東八代 | 一、六二七、八四六                  | 五九一、六〇〇                  |            | 四六〇、二二八                  | 七七、五% |
| 西八代 | 一、三九一、四三〇                  | 五九四、六〇〇                  |            | 四六四、六六五                  | 七八、一% |

| 計         | 甲府       | 北都留      | 南都留      | 北巨摩       | 西山梨      | 中巨摩       | 南巨摩      | 西八代      |
|-----------|----------|----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|
| 四八八、八八八、〇 | 二二、五八一、六 | 一四、七二三、五 | 四四、六四一、九 | 一四〇、九一四、一 | 二二、四六六、八 | 一〇一、一九一、五 | 二六、五二九、四 | 一九、三五二、七 |
| 一三〇、〇〇〇、〇 | 九、〇四八、一  | 五〇九、六    | 四、七四五、四  | 四九、四九八、九  | 一〇、九七九、六 | 四〇、九一六、七  | 一、四一四、二  | 一、〇八一、六  |
| 一三三、〇〇〇、〇 |          |          |          |           |          |           |          |          |
| 五、八八八、〇七八 | 三〇、四八〇   |          |          | 五、五八四、〇七八 | 一、二八〇    | 二四九、二〇〇   | 二四〇      |          |
| (四、八) %   | 〇、三%     |          |          | 一一、三%     | 〇、〇一%    | 〇、六%      |          |          |

( ) は補正供出割當に對する比率

| 計          | 甲府      | 北都留       | 南都留     | 北巨摩       | 西山梨     | 中巨摩       | 南巨摩       |
|------------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 一一、九四八、〇五〇 | 一六四、九五八 | 一、二七一、七七五 | 九一二、四四五 | 一、九一九、三七八 | 一七八、三〇七 | 二、〇〇七、八八四 | 一、二八一、五八〇 |
| 四、三一六、〇〇〇  | 四〇、〇〇〇  | 五二三、五〇〇   | 一九六、八〇〇 | 五九六、四〇〇   | 七九、三〇〇  | 八二五、一〇〇   | 五一三、七〇〇   |
| 四、一七九、〇〇〇  |         |           |         |           |         |           |           |
| 三、一五三、〇四四  | 三三、八九三  | 二九三、四五一   | 一四一、七六六 | 四五五、三一四   | 五八、九二〇  | 六〇五、三七七   | 三五三、四三六   |
| (七五、四) %   | 八四、七%   | 五六、一%     | 七二、〇%   | 七六、三%     | 七四、三%   | 七二、三%     | 六八、八%     |

( ) は補正供出割當に對する比率

本年の供出状況は十一月末日現在で別表の通りであるが、昨年同期は二〇%に進んでおり甚だしく遅れているが、其の原因は概ね左記の通りである。

- 一、調製期において曇天、雨天が相續き乾燥調製と麦の播付等が共に遅れて來たこと。
- 二、供出米の検査規格が一級宛格上になつたため調製に一層の苦心が必要となつたため供出が遅れておること。

〔三〕 供出リンク物資の入荷配給状況

1 麦、馬鈴薯の供出リンク物資の配給状況

| 品名       | 単位 | 割         |   | 當       |   | 縣荷受關係荷受量  |    | 同上から下部へ發送量 |    |
|----------|----|-----------|---|---------|---|-----------|----|------------|----|
|          |    | 數         | 量 | 點       | 數 | 旬計        | 累計 | 旬計         | 累計 |
| 綿織物      | 反  | 二二、四〇〇    |   | 八一九、〇〇〇 |   | 二二、四〇〇    |    | 二二、四〇〇     |    |
| タオル      | 本  | 四三、〇〇〇    |   | 二二五、〇〇〇 |   | 一、〇〇〇     |    | 一、〇〇〇      |    |
| 蚊帳       | 張  | 二五〇       |   | 七、五〇〇   |   | 二五〇       |    | 二五〇        |    |
| 自轉車タイヤ   | 本  | 一、三〇〇     |   | 五二、〇〇〇  |   | 一、三〇〇     |    | 一、三〇〇      |    |
| 自轉車チューブ  | 本  | 一、三〇〇     |   | 一九、五〇〇  |   | 一、三〇〇     |    | 一、三〇〇      |    |
| リヤカータイヤ  | 本  | 一五〇       |   | 七、五〇〇   |   | 一五〇       |    | 一五〇        |    |
| リヤカーチューブ | 本  | 一五〇       |   | 三、〇〇〇   |   | 一五〇       |    | 一五〇        |    |
| 地下足袋     | 足  | 九、〇四〇     |   | 一八〇、八〇〇 |   | 九、〇四〇     |    | 九、〇四〇      |    |
| 國産タバコ    | 本  | 二、〇五八、〇〇〇 |   | 六八、六〇〇  |   | 二、〇五八、〇〇〇 |    | 二、〇五八、〇〇〇  |    |
| 酒        | 石  | 二七八       |   |         |   | 二七八       |    | 二七八        |    |

右表の如く配給を完了したが、物資の出廻りと價格の点で酒、煙草等は余り嬉こばれなかつたことは考慮に値いする。

2 米、甘藷の供出リンク物資の配給状況

現在の入荷は綿タオル、リヤカー、タイヤチューブ等であつて他は未入荷であるが、現在本省と現物化について折衝に努力中である。

(四) 主要食糧の需給状況

十一月三十日をもつて昭和二十四米穀年度が終了するが、本米穀年度の需給実績は左の通りである。

昭和二十四年度配給実績表

| 一、供給の部            |          |
|-------------------|----------|
| 1 前年度繰越高          | 二一、〇〇〇石  |
| 2 政府食糧拂下高         | 四五二、三〇〇石 |
| イ、縣内産食糧拂下高        | 二〇八、七〇〇石 |
| ロ、縣外産食糧拂下高        | 一三〇、九〇〇石 |
| ハ、輸入食糧拂下高         | 一〇九、六〇〇石 |
| ニ、その他             | 三、一〇〇石   |
| 合計                | 四七三、三〇〇石 |
| 二、需要の部            |          |
| 1 一般消費者用          | 二七四、三〇〇石 |
| 2 農家用             | 一一〇、一〇〇石 |
| 3 労務加配用           | 一九、八〇〇石  |
| 4 養蚕加配用           | 六、五〇〇石   |
| 5 妊婦用             | 九〇〇石     |
| 6 應急用その他(麦及雜穀交換用) | 八、二〇〇石   |

三、繰越高

合計

四二九、八〇〇石

此の表に見る如く政府手持量が多量にあり、加えて輸入食糧の入荷が順調であつたので大いなる困難もなく米穀年度を終了し得たのであるが、二、三の問題を指摘すると、

(イ) 本縣は零細農家が多いため農家用配給が他府縣に比し多く、農家人口の四分の三が九月十日に轉落するので此の取扱ひの問題が苦心を要する点であるが、その状況は次の通りである。

|           | 八 月     | 九 月     | 十 月     | 十 一 月  |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 農家用配給計畫人員 | 七二、〇〇〇  | 二二七、〇〇〇 | 二九八、〇〇〇 | 四二、一八〇 |
| 農家用配給実績人員 | 一〇六、一四六 | 三〇七、一九二 | 三一六、九二七 | 四五、二一五 |

(ロ) 米喰率の維持に関しては本縣の如き消費縣においては特に努力を要するのであるが、今期の配給実績は次表の通りで概ね五五%を維持することができ昨年同期の四六%に比べると配給事情の好轉を物語るものである。

主要食糧種類別配給実績

| 月 別 | 國內産米穀     | 食糧その他食糧   | 輸入食糧     | 合計        | 米喰率   |
|-----|-----------|-----------|----------|-----------|-------|
| 八 月 | 一八、六一二、七石 | 一〇、九〇五、五石 | 二、六二五、〇石 | 三二、一四三、二石 | 五八、五% |
| 九 月 | 一五、八七〇、四石 | 一三、二三八、四石 | 八、三四四、五石 | 三七、四五三、三石 | 四二、四% |
| 十 月 | 一八、八四七、九石 | 一〇、九五六、七石 | 六、六七八、〇石 | 三六、四八二、六石 | 五〇、五% |

(ハ) 主要食糧の搗精歩留については需給事情の好轉と共に当然起きる問題であるが現在次の通りである。  
 主要食糧の搗精歩留

|          |          |          |          |           |       |
|----------|----------|----------|----------|-----------|-------|
| 十一月 (豫定) | 一五、四〇〇、〇 | 六、二四〇、〇  | 五、九〇〇、〇  | 二七、五四〇、〇  | 八四    |
| 計        | 六八、七三一、〇 | 四一、三四〇、六 | 二三、五四七、五 | 一三三、六一九、一 | 五六、〇% |
|          |          |          |          |           | 五一、四% |

(ニ) 甘藷の統制撤廃と需給

米雜穀が輸入米を含めて好轉して來た事に原因し十二月一日をもつて供出完了分より統制を撤廃することになつたが、本縣も供出割当四、三一六〇、〇〇貫に対し消費と供出との相互の関連によつて計画供出を実施したので昨年度のように甘藷の腐敗凍敗問題は起きなかつた。

| 種 | 類  | 歩 | 留   |
|---|----|---|-----|
| 米 | 輸入 |   | 九四% |
| 米 | 小  |   | 八五% |
| 米 | 地産 |   | 八〇% |
| 米 | 大  |   | 七四% |
| 米 | 裸  |   | 八七% |
| 麥 | 小  |   |     |
| 麥 | 大  |   |     |

(五) 水産物の配給

一般消費者の經濟事情の変化から消化力が低下しているが、一方配給事情の好轉により政府割当の六五%の入荷を見ているので需要は概ね満たさ

れている状況にある。

生鮮水産物及び加工水産物入荷量 (自八月至十月)

| 月     | 八        | 九        | 十        |       |          |
|-------|----------|----------|----------|-------|----------|
| 入割    | 入割       | 入割       | 入割       |       |          |
| 荷當    | 荷當       | 荷當       | 荷當       |       |          |
| 量     | 量        | 量        | 量        |       |          |
| 鮮魚    | 二三八、四九〇貫 | 一五二、七〇二貫 | 二六六、三〇四貫 | 鮮魚代替  | 三四五、〇〇〇貫 |
| 冷凍水産物 | 三三一、七〇八貫 | 三四九、三〇九貫 | 二六二、三〇九貫 | 加工水産物 | 七三二、〇六九貫 |
| 計     | 七四〇、四二〇貫 | 一三〇、四三〇貫 | 二三八、九六八貫 | 主要魚種  | かに、ほ、にし  |
|       |          |          |          |       | さ、い、ま    |

水産物の統制は漸次緩和されつゝあり、又一方水産物の配給並びに自由販売とも其の數量が相当豊富となつて來ており大体縣下の荷受機関も出揃つた感があるのに今期において都留水産並びに吾妻水産の兩荷受機関が新たに業務を開始した。

〔六〕 調味品の配給状況

1 みそ、しょうゆ

現在みその縣内需要量は一カ月当り四五、〇〇〇貫、しょうゆ三、二〇〇石程度にしてこの供給は、みその場合縣内産三、五〇〇貫、縣外よりの移入一〇、〇〇〇貫であり、しょうゆは縣内産二、五〇〇石、縣外品七〇〇石前後で毎月みそ、しょうゆ共に一割五分乃至二割の縣外品の移入によつて賄つているが品質審査制度による出荷割当と工場指導によつて縣内需要は出來得る限り縣内品によつてこれを充足して消費者に対しては良質のものを供給すると同時に縣内醸造工場の發展を期しつゝある。



2 砂糖

八六

砂糖は現在全部が連合國側の放出物資であり、従つてこの放出量によつて配給量は決定されるものであるため、全国的に（北海道を除く）殆んど同質のものが同量宛配給されている。

本縣における需要量は一カ月当り調味用二五〇トン、乳児用七、五トンで、調味用は六月以降一人一五〇瓦、乳児用は四月以降三〇〇瓦の配給量で今日に及んでいる。

3 油脂事情

食用油脂は四半期毎に配給するがその数量は一定してをらない。略々一四半期当り液体油の場合都市（町村を含む）にあつては一人当り一合農村にあつては六勺、人造バターの場合、都市にあつては五〇匁（農村は液体油のみ）となつており、現在の数量は割当数量に基くため何れも動かすことができない状態にある。此の内本年において生産されるものは別表の通りである。

昭和二十四年産菜種供出及び搾油状況

| 月 別 | 供出割當量 | 供出実績    | 供出実績累計  | 供出比率 | 搾油量       | 搾油累計      |
|-----|-------|---------|---------|------|-----------|-----------|
| 八 月 | 八〇〇 石 | 二六八、三 石 | 五五一、三 石 | 六九%  | 七、七二四、七 斤 | 八、〇一四、一 斤 |
| 九 月 |       | 七六、七    | 六二八、〇   | 七八   | 四、〇七〇、四   | 一二、〇八四、五  |
| 十 月 |       | 三五、〇    | 六六三、〇   | 八二   | 五、五〇七、二   | 一七、五九一、七  |

- 備考
- 一、菜種は六月に昭和二十四年産分を全量割当した。
  - 二、「供出比率」は供出割当全量に対する供出実績累計量の比率である。
  - 三、大豆は昭和二十四年産分が今後行われるものにつき掲記しない。

又七月七日から統制された油脂原料たる蚕蛹についても、十六製糸工場から生産された蚕蛹を搾油せしめて油脂はこれを公團が買い上げ粕は養蚕家に還元してをりその状況は次の通りである。

昭和二十四年度蚕蛹供出及び搾油状況

| 月 | 別 | 供出割當量              | 供出実績               | 供出実績累計              | 供出比率 | 搾油量              | 搾油累計               |
|---|---|--------------------|--------------------|---------------------|------|------------------|--------------------|
| 八 | 月 | 八、四一八 <sup>貫</sup> | 七、五〇四 <sup>貫</sup> | 一五、一七三 <sup>貫</sup> | 八九%  | 八〇二 <sup>貫</sup> | 一、六一六 <sup>貫</sup> |
| 九 | 月 | 八、七二三              | 七、八二〇、〇            | 二二、九九三、〇            | 九〇%  | 一、三七〇、二          | 二、九八六、八            |
| 十 | 月 | 九、五六八              | 八、三〇七、八            | 三一、三〇〇、八            | 八七%  | 一、五九〇、三          | 四、五七七、一            |

備考 (一) 蚕蛹は月別に四半期毎に供出割當する。

(二) 「供出比率」は月々の供出実績に対する比率である。

4 蔬菜類の出荷

蔬菜類の配給並びに價格統制は撤廃されてをるが生活必需物資の一つとして消費地に対する出荷の確保を計るため出荷目標を定め京浜地方その他に出荷してをり、その状況は次表の通りである。

特に本縣の如く立地條件並びに寒冷氣候を利用しての春蒔甘藍、春蒔白菜等高冷地蔬菜（八月下旬頃より出荷開始）を奨励し高原地帯における農家經濟に寄與せしめてをり本年も京浜地方において好評を得た。

蔬菜出荷量（自八月至十月）

なおこの表によつても明らかのように出荷指図をしない長野、静岡方面或は県内が比較的成績がよく、京浜地方が悪いのは選別包装等商品価値に  
 おいて従前と同様に先進縣のそれに劣るためであるが、この点については今後共強力な指導と生産者の自覚が望まれる。

〔七〕 飲食營業許可状況

去る五月七日飲食營業臨時規整法の公布に伴い外食券食堂、めん類外食券食堂、旅館、軽飲食店、喫茶店の飲食營業者は許可を受けなければなら  
 ないことになり、法施行後二カ月間を準備期間とし七月七日から本格的の実施に移つた。

七月以降の許可状況は左記の通りである。

記

| 十<br>月                          | 九<br>月                          | 八<br>月                          | 出<br>荷<br>先           |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 縣長横東<br>野、<br>内静岡京<br>岡<br>向向向向 | 縣長横東<br>野、<br>内静岡京<br>岡<br>向向向向 | 縣長横東<br>野、<br>内静岡京<br>岡<br>向向向向 | 出<br>荷<br>目<br>標<br>量 |
| 一四七、<br>〇〇〇〇                    | 一四七、<br>〇〇〇〇                    | 一四七、<br>〇〇〇〇                    | 貫                     |
| 一〇一、<br>〇〇〇〇                    | 九二、<br>〇〇〇〇                     | 一〇二、<br>〇〇〇〇                    | 出<br>荷<br>實<br>績      |
| 一七〇、<br>〇〇〇〇                    | 九二、<br>〇〇〇〇                     | 一〇二、<br>〇〇〇〇                    | 貫                     |
| 七二四、<br>〇〇〇〇                    | 六一三、<br>〇〇〇〇                    | 七四〇、<br>〇〇〇〇                    | 比<br>率                |
| 〇〇〇〇                            | 〇〇〇〇                            | 〇〇〇〇                            | %                     |

| 營業種別      | 七月   |     | 八月   |     | 九月   |     | 十月   |     | 十一月  |     | 計    |     |
|-----------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
|           | 申請者數 | 許可數 | 申請者數 | 許可數 | 申請者數 | 許可數 | 申請者數 | 許可數 | 申請者數 | 許可數 | 申請者數 | 許可數 |
| 外食券 食堂    | 一五   | 七   | 七    | 七   | 一    | 九   | 二    | 一   | 二    | 二六  | 二五   |     |
| めん類外食券 食堂 | 三三   | 一一  | 一三   | 三三  | 二    | 六   | 一    | 一   | 二    | 五二  | 五二   |     |
| 旅 館       | 三六三  | 二一九 | 二    | 一一  | 二    | 一   | 一    | 二   | 二    | 三六九 | 三六八  |     |
| 輕 飲 食 店   | 六三五  | 二五四 | 九八   | 一二五 | 一一   | 一一  | 一〇   | 一七  | 一一   | 三七二 | 三六八  |     |
| 喫 茶 店     | 二七三  | 二二二 | 一二五  | 八六  | 三    | 二一  | 三    | 二   | 四三   | 七七二 | 六六五  |     |
|           |      |     |      |     |      |     |      |     |      | 四〇六 | 四〇四  |     |

〔八〕 醸造研究所

本縣の一大特産物である葡萄酒を始め、酒雑酒及びみそ、しょうゆ等の生産技術と品質の向上のための試験研究及び指導を実施しているが、本縣の葡萄酒は戦時中の統制下にあつて品質が極度に低下し之が現在の自由競争時代においては販路に大なる障害を來し、縣民經濟の上にも大きな影響を來している。品質向上と信用回復に対する行政指導と実地指導を行い、併せて現在最大の懸案たる酸敗葡萄酒に付ては縣下七カ所において処理及び講習会を実施し、又技術者を現地に派遣し終戦後勃興して來た焼酎、アルコール工場等の実地指導をなし生産技術と品質の向上に努力している。

次に從來実施している酒類並びに調味品の分析試験、検定数は食糧事情の好轉による品質の向上に伴い漸次増加の傾向を示しており、その状況は左表の通りである。

分析試験検定状況

(イ) 1 農地等の買収売渡  
農地

〔一〕 農地改革

三、農村の民主化

| 計   | 其 | 水 | 醸 | 造 | 糖 | 菓 | 油 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 | 酒 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     | 他 | 他 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 | 用 |
| 一〇二 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二二四 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一六八 | 二 | 四 | 四 | 四 | 一 | 五 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 三〇七 | 一 | 五 | 二 | 二 | 七 | 一 | 三 | 九 | 一 | 六 | 一 | 六 | 一 | 六 | 一 | 六 | 一 | 六 |
| 七〇一 | 二 | 九 | 六 | 六 | 一 | 一 | 三 | 二 | 五 | 一 | 四 | 二 | 六 | 六 | 三 | 二 | 〇 | 〇 |

九〇

農地の買収、売渡も最終段階に到達し、本期間は買収、売渡の所定期日はなく、主として買収洩れと既に買収売渡済のもの、中誤謬の訂正に  
止り、殆ど所期の目的を達した。即ち八月以降十一月迄の買収承認面積田三一町九反歩、畑五町一反歩、計八七町歩で地主数六八二人であ  
る。従つて累計は、田八、五六五町九反歩、畑一〇・三三〇町一反、計一八、八九六町歩であつて、これに財産税物納農地で今期管理換になつ  
たもの、田三反歩、畑三町五反歩、計三町八反歩、管理換の累計田、三九二町七反歩、畑二七六町一反歩、計六六八町八反歩を加えると、合計  
田、八、九五八町六反歩、畑一〇、六〇六町二反歩、総計一九、五六四町八反歩となり、地主数四七、五四四人に及んでいる。

一方売渡においては、本期間中、田二八町六反歩、畑五町歩、計八三町六反歩を八二人に売渡を承認した。従つて今期迄の累計は田、八、  
九二四町四反歩、畑一〇、四五五町四反歩、合計一九、三七九町八反歩を延一五八、一九五人に売渡した。

(ロ) 牧 野

本期間中における牧野買収承認面積は、四六町九反歩、地主数二五人で累計は一、八八五町九反歩、地主数一、六三二人である。従つて開放予  
定面積一、七五四町歩に対し一〇七%である。

売渡承認面積は四三町歩であつて、これを一三八人に売渡した。累計六五二町歩、二、八〇三人となる。買収面積に対し三五%の低率を示して  
いるが、これは牧野の使用が一部落乃至数部落で広い面積を共同使用しているものが多いため、各個人の持分が明確でなく、又分割するに  
も測量分筆等に多くの日子と経費を要するため、売渡未了の分があるからである。

(ハ) 宅 地、建 物

宅地の買収面積は累計で一、〇九〇、八五五坪で、うち買収済は八八四、二五八坪であり、建物は、累計六六一棟を夫々買収、売渡した。

2 経 理 事 務

九二  
 経理事務は、取扱件数が多いばかりでなく、今期は特に登記事務の進捗に伴う買収、売渡計画の誤謬訂正が激増した爲め、経理事務に影響するところも大きく最終的事務処理には、なお相当の努力と日時を要する。

(イ) 売渡対價の徴収

売渡対價の徴収状況は、前期報告と大差はないが、収納未済額については、その後鋭意督促に努めた結果前期三五%の未納額に対し二七%となり、八%の減少を見たが、なお二、八〇〇万円の未納があり、目下これが整理に努力を拂っている。

次に割賦拂の中繰上償還の申込をなす者が増加の傾向を示し、今期中の申請件数一五八件で金額にして五八三、三三〇円となっている。

(ロ) 買収対價の支拂

支拂事務については、市町村農地委員会の全面的協力により一括拂を実施したため支拂可能分の大部分を完了した。

支拂義務額に対する今期末現在の支拂未済は約一〇%四五〇万円であるが、そのうちには、地主より受領證委任状未提出によるものが相当あるが、これを回収することに努力し、最後に支拂不能分である受取人の住所不明とか担保権設定によるもので供託を予想されるものは、件数三、五〇〇件金額四〇〇万円弱に達している。

3 訴願及び訴訟

(イ) 訴 願

買収、売渡が減少するにつれて訴願も少く、本期間は特にその傾向が著しい。

本期間中の受理件数は一〇件で累計四五三件となり、既済件数は棄却二件、却下一件、取下四件の七件で累計四三〇件、従つて未処理件数は一三件である。

## (ロ) 訴訟

本期間中新に提起された訴訟事件は三件で累計七七件（うち二件控訴一件上告）となり、進行状況は棄却一件、取下四件、敗訴一件、計七件で既済累計三一件となり、繫属件数は四六件となつている。

## 4 登記事務

自作農創設特別措置法によつて買収、売渡された、農地等の最終手続は登記事務であるが、これによつて農地は公簿上所有権の移轉が行われ、名実耕作農民の手に移り、眞の農地開放が完了したと言ひ得るので誠に重要な事務である。

これが対象となる登記を要する筆数は農地五六七、二六九筆、牧野四八、五七〇筆、宅地一五、八一筆、建物六三〇筆であつて、買収、売渡、両登記を併せると、延一、二六四、五六〇筆の膨大な事務量となる。然し乍ら、この登記事務は既に進行すべき段階にあり乍ら、久しく経費及び之等を繞る種々の事情で円滑に進められなかつたが、これが促進を図り一日も速に耕作農民の宿望を叶え名実共に安定した、自作農を創設することこそ緊急の重要事であり、その遷延は許されない。縣は、この実情を考慮して独自に、これに要する各委員会の経費を補うため、九月通常縣会において、これに対する補助金、措置を講じ、既に交付を了し、なお國に要請して相当額の交付金を得、更にこれに対しての不足額を十一月縣会において予算的措置を採り、以て最大の隘路とされていた経費面が打開したので、急速に事務は進展し、速くも買収、売渡、登記事務一切を完了した村さへ出て來た。併し、全般的には未だ、登記の前提となる買収計画書、売渡計画書と登記簿、土地台帳との照合、突合及び前提登記手続、或は特殊事項の処理を行つている町村が多く、囑託書作成或は關係機關（登記所、稅務署）に提出中のものは、極めて少数である。各委員会は一方に一般買収、売渡及び、之に伴う対價の徴收支拂事務が輻輳しているので、当初の目標とした本年十二月末日完遂は至難の状況であるが、縣は更に地方事務所毎に各督励班を設け、事務講習会或は相談会を随時随所を開き、急速に登記事務を完了させる爲に努力している。これが進捗の良好な郡は、南巨摩郡、



中巨摩郡、東山梨郡で下位は、北巨摩郡、南都留郡の順である。縣下全般の進捗状況は照合中五〇%照合完了して嘱託書作成中三〇%嘱託書作成済及登記済約三%であるが、全縣下各委員会共に全面的に登記事務を開始し、執務に研究に懸命であるから、登記所、税務署等の一層の協力を得る場合は、完了も日時の問題を残すのみである。

#### 5 農地委員の選挙

##### (イ) 市町村農地委員選挙

市町村農地委員会委員の最初の改選は、八月十八日全國一斉に行われた。

恰も夏季農繁の時期にあたり、農民の関心の低調を憂慮されたが、鋭意啓蒙宣傳に努めた結果、予期に反して活潑となり、前回選挙に比し無投票も減少した。投票を行った委員会数は二〇六委員会中一号階層が四六、二号階層が三二、三号階層が九二となり、立候補者も一号階層において定数三九四人に対し四三五人、二号階層は四一二人に対し四三五人、三号階層は一、二六〇人に対し一、四三七人に達し、投票率も極めて良好で一号の八割九分四厘、二号の九割一厘、三号の八割四分五厘、全階層八割五分一厘であつた。

なお、新人の進出は、予想以上多く、定員総数二、〇六六人中一、二三七人五割九分九厘に達した。

##### (ロ) 縣農地委員選挙

縣農地委員選挙は九月二十日全國一斉に行われた。法律の改正により定数が半数の一〇人となつたためもあつて、各層、各選挙区共激戦を展開し、一号階層（二選挙区）は定数二人に対し、八人、二号階層（二選挙区）は二人に対し七人、三号階層（六選挙区）は六人に対し、一九人計三四人に達した。

而して当選者は、全部新人によつて占められ、全国的に珍しい結果をもたらした。

## 6 小作地返還

本期間中における、小作地返還の許可申請は四七件、その面積四町一反四畝で前期末繰越した五七件のうち許可を與えたもの二二件、不許可八件、取下三件、返戻三件、現在農地委員会に意見を求めているもの四七件、調査中のもの二二件となつてゐる。

## 〔二〕 開拓事業

## 1 未墾地開放

## (イ) 未墾地取得について

未墾地取得については本年七月末日迄に二五九町歩を取得し、八月から十一月末日迄に一六〇町歩を買収した。累計において四一九町歩である。昭和二十二年度以來の買収累計は六、一二九町歩で当初目標六、七六八町歩に対し大体完了に近づきつゝある。

## (ロ) 開拓財産たる土地の売渡について

本年度における売渡目標は四、一四六町歩である。七月末日迄に八五町歩、八月から十一月末日迄に二九八町歩、累計三八三町歩を売渡し約一四四戸の自作農を創設した。

## (ハ) 登記事務について

未墾地買収並びに売渡に伴う登記事務については着々進捗中であるが、本年度の目標は四、一四六町歩で買収登記は七月末日迄に五百町歩、八月から十一月末日迄に一、三七九町歩累計において一、八七九町歩の買収登記を完了した。

## (ニ) 異議訴願及び訴訟



(ホ) 船津、小立村地区未墾地開放の経緯

昭和二十一年において戦災者及び引揚者宮下秀吉外三十五名の者は、鳴沢村地内字富士山八、五四五番地の恩賜縣有財産保護組合借地、旧滑空場跡地を約七〇町歩開墾しようとし、同年十月岳麓婦農組合設立承認を得、開墾に着手せんとしたのであるが、当時鳴沢村外四カ村農民は、採草地を開墾することは既存農家経営上重大なる支障を來すとの理由のもとに数次に亘り縣に反対陳情した。その間昭和二十二年六月山梨縣開拓適地調査班の現地調査に依り同年七月縣開拓委員会に岳麓地区として約七〇町歩を諮問した処、開拓適地と判定されたので、縣農地委員会は未墾地買収を計画したが、その後右の反対もあり縣も再考の上同地区の開墾は中止の止むなきに至つた。

その後船津、小立村地内に更に良好なる適地を求めて開拓問題が再燃した。即ち昭和二十三年三月開拓適地調査班は地元零細農家の要望によりかねて準備せる山梨縣開拓可能地調査に基き船津村外四カ村の地帯を現地調査し、四月の縣開拓委員会適地調査部会に岳麓富士地区四五〇町歩の適否を諮問したが、縣開拓委員会において富士國立公園普通地域内にあることを新に考慮し富士登山道兩側五〇米を風致林に存置すると共に、雪代に対する防止施策と用水取得が得られることを條件として適地と判定した。其の間縣開拓課、河川課、治山課、造林課等において数次の單獨又は共同の現地調査が行われたのである。次いで昭和二十三年五月一日から昭和二十四年四月三十日迄、未墾地買収予定地として農林大臣が指定し、指定期間内に買収計画が樹立されないで更に昭和二十四年十月三十一日迄指定期間を延長した。

|                 |   |   |   |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 町村農地委員會を相手とするもの | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 縣農地委員會を相手とするもの  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 知事を相手とするもの      | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計               | 8 | 5 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|                 | 1 | 0 | 5 | 3 | 2 |   |   |

時恰も農地法の一部改正に伴い農業経営上必要な牧野の買収が出来るようになったので、鳴沢村農地委員会では前述の岳麓地区を含めて昭和二十三年十二月二日付で買収した爲、戦災者、引揚者である岳麓婦農組合員は他に適當なる適地を求めざるを得なくなつた。

岳麓富士地区については地元農民の熱烈なる増反希望の要請もあり、昭和二十四年一月十八日は農林次官通牒「開發適地撰定基準」に基き同年六月五日再調査を行い、九月五日、縣開拓審議會、適地調査部会に船津村、小立村地内岳麓富士地区五五町九反歩の開發予定地の適地判定を諮問した。然るに觀光施策並びに土地生産力及び土地保全に関する調査不充分のため、その点について再調査をして小委員会で決定すべきであるとの結論に達し、更に同年九月十五日小委員会を開催し、土地生産力と土地保全の観点よりは開發適地であることに支障がないと判定したが、なほ觀光と開發の調整については担当課の折衝が必要であるとした。その後折衝の結果小立村分については何等支障がないが船津村分についてはなお若干の検討すべき点が留保された。

然るに縣農地委員会は改選を翌日に控え同月十九日會議の召集を要求し、遂に小立地区、船津地区として買収計画の承認を決定した。但し船津地区についてはそれ／＼担当課間の折衝の余地を残したのであるが、昭和二十四年九月二十七日より小立地区の買収計画を公告縦覽に供し、異議申立者は百余名に達した、船津地区については担当課の検討が加えられた上諒解が成立し、昭和二十四年十一月二十二日より公告縦覽に供され異議申立六十余名に達した。現在縣農地委員会において右につき審理中である。

## 2 開拓地の状況

### (イ) 入 植

本年度における入植は農地改革の趣旨に即應し、安定農家の創設により新農村の建設に寄與せしめることを目途とし、特に最近の經濟事情に鑑み極力経費の節減を図り、効率的に実施する方針のもとに計画実施中であるが、縣内入植については本年度割当五六戸の内、七月末迄に十一戸の

入植を見たが今期においては二〇戸の入植を終つた。

なお縣内入植については用地の関係より見ても既に飽和状態にあり、右割当戸数以上の入植は不可能の状況にあるので、引揚開拓民援護事業の一環として引揚專業農家は可及的に縣外送出する方針のもとに、縣外入植についても本年度割当九五戸の入植について積極的方途を講じており計画推進中で、七月末迄に四戸の送出行つたが、今期においては北海道一六戸、栃木二一戸計三七戸の送出行つた。

(ロ) 開拓者資金融通

最近の經濟金融事情の影響を最も痛烈に受けているのが開拓地の現況で、多くの開拓民は營農資金はもとより、生活資金にも困窮している状況である。従つて出來得る限り資金融通の途を講じる必要があり、今期において昭和二十四年度新規入植者に対して融通した金額は次表の通りである。

|           |      |            |
|-----------|------|------------|
| (A) 純營農資金 | 五六戸分 | 六七二、〇〇〇円   |
| (B) 現物融資金 |      |            |
| 家畜資金      | 一〇頭分 | 三二五、〇〇〇円   |
| 農機具資金     |      | 五七八、八〇〇円   |
| 計         |      | 九〇三、八〇〇円   |
| 総計        |      | 一、五七五、八〇〇円 |

(ハ) 開拓地の施設

本期中に完成したものの中、重なるものは次の通りである。

| 施設名   | 本期中完成数量     | 備                           |
|-------|-------------|-----------------------------|
| 住宅    | 一六戸(一、四八五戸) | 東山梨郡神金組合外六組合( )内は當初より累計以下同じ |
| 共同作業場 | 一 (四二棟)     |                             |
| 用水施設  | 二カ所(一三二カ所)  | 西八代郡富士嶺地區                   |
| 電燈    | 七二戸(七四九戸)   | 中野、井戸川、大月各組合                |
| 動力    | 一 (二一カ所)    |                             |
| 分教場   | 一カ所(四カ所)    | 北巨摩郡清里村念場地區建坪一二八坪           |
| 診療所   | 一 (二カ所)     |                             |

100

(二) 開墾及び建設工事

なお目下西八代郡上九一色村富士嶺地區において建坪一〇三、三五坪の小学校々舎を建設中である。

縣下開拓地に対する本年度開墾工事の割当は三二〇町歩分七五〇万円であるが、実績は前期七〇町歩、今期八〇町歩の開墾実績を収めた(割当は全て入植者を対象としている)建設工事については開拓道路、水路等の基本施設を対象として五八六万円の割当を受けたが、前期において一、二〇万円、今期においては一九〇万円の施設の完了を見た。

なお工事の対象は集團地とし特に飲用水施設に重点を置き実施した。

(ホ) 開拓地の保健衛生

開拓地は酷薄なる自然的、社会的条件下にあるのでその保健衛生並に生活指導には特に意を用いている。措置としては大集團地區(八ヶ岳、富士)に診療所を設置すると共に主要開拓地に保健婦を配置し、指導の万全を期している。

なお交通不便にして藥品の入手困難なる開拓地に救急函を配置し應急に処している。

(A) 保健婦の設置地区名

念場原、大井ヶ森、東光、三富、梨ヶ原、井出原、富士ヶ嶺

(B) 救急函設置組合

ラヲ救急函 三カ所

A 級救急函 五カ所

B 級救急函 八カ所

C 級救急函 二八カ所

D 級救急函 三〇カ所

(C) 罹病調査

保健婦と協力し毎月病類統計を実施しているが、寄生虫病は最も多く次いで冬期間における感冒、次いで消化器病傷害、眼病等である。一月から九月に至る病類状況は次表の通りである。

開拓地病類表

| 病類        | 月別 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 寄生虫病      |    | 五四 | 四〇 | 一四 | 三三 | 三三 | 五〇 | 三〇 | 八  | 三  |
| 感冒        |    | 二四 | 三九 | 二五 | 二七 | 二二 | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 呼吸器病(除結核) |    | 二六 | 二四 | 二六 | 二五 | 一〇 | 一三 | 一  | 一  | 一  |



(A) 保健婦の設置地区名

念場原、大井ヶ森、東光、三富、梨ヶ原、井出原、富士ヶ嶺

(B) 救急函設置組合

ララ救急函 三カ所

A 級救急函 五カ所

B 級救急函 八カ所

C 級救急函 二八カ所

D 級救急函 三〇カ所

(C) 罹病調査

保健婦と協力し毎月病類統計を実施しているが、寄生虫病は最も多く次いで冬期間における感冒、次いで消化器病傷害、眼病等である。一月から九月に至る病類状況は次表の通りである。

開拓地病類表

| 病類        | 月別 | 一月 | 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 | 七月 | 八月 | 九月 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 呼吸器病(除結核) |    | 二六 | 二四 | 二四 | 二五 | 一〇 | 一三 | 一  | 一  | 一  |
| 感冒        |    | 二四 | 三九 | 二五 | 二七 | 二二 | 一  | 一  | 一  | 一  |
| 寄生虫病      |    | 五四 | 四〇 | 一四 | 三三 | 三三 | 五〇 | 三〇 | 八  | 二二 |

3 開拓地の営農状況

(イ) 開拓地秋冬作々付計画樹立

開拓地における秋冬作は自然的條件劣悪のため現地の状況を充分把握検討し、適地適作の方針に則り適正なる作付計画を策定し運営に遺憾なきを期し指導督励をなしつつある。

昭和二十四年度秋冬作々付計画

| 作物名 | 反別  | 反 | 收   | 生産量  | 備 | 考 |
|-----|-----|---|-----|------|---|---|
| 大豆  | 二   | 〇 | 三〇  | 六    |   |   |
| 豆   | 二   | 〇 | 三〇  | 六    |   |   |
| 燕麥  | 二   | 〇 | 四二  | 八    |   |   |
| ライ麦 | 五〇  | 〇 | 三七  | 一八五  |   |   |
| 小麦  | 一一五 | 〇 | 二五  | 二八七  |   |   |
| 小麦  | 四五町 | 〇 | 三〇石 | 一三五石 |   |   |

| 調査人員  | 計   | 其の他 | 皮膚病 | 眼病 | 消化器病 | 傷害 |
|-------|-----|-----|-----|----|------|----|
| 一、九〇九 | 一八五 | 五六  | 一   | 八  | 八    | 九  |
| 二、四七一 | 二一五 | 七〇  | 八   | 一三 | 二一   | 一  |
| 二、〇〇〇 | 一四三 | 四五  | 一   | 八  | 九    | 一七 |
| 二、二七〇 | 一六六 | 六〇  | 一   | 八  | 一    | 一三 |
| 二、三〇八 | 一六〇 | 六八  | 一   | 一  | 一七   | 一三 |
| 一、七八二 | 一四〇 | 四〇  | 一   | 一五 | 一一   | 一一 |
| 一、五八二 | 八四  | 三六  | 一   | 七  | 一    | 一一 |
| 一、〇一九 | 六五  | 四四  | 一   | 六  | 七    | 一  |
| 一、〇四七 | 七七  | 二八  | 一   | 六  | 二    | 一〇 |

(ロ) 肥料の確保

開拓地農産物の増収は自給肥料の増施にあるため反当五〇〇貫を目標に八月―九月の期間増産運動を展開し、極力之が増産に努め配給肥料についても関係機関と緊密なる連絡をとり、開拓地に対する増配に努めると共に末端に割当量が適期に配給確保される様組合別種類別数量及び受配手続等を明示し、なお開拓地に対する特殊増配肥料については充分主旨の徹底を図り効果的に施用するよう指導をした。

秋冬作配給肥料反当基準(八月十一月)

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 飼料作物 | 緑肥作物 | 蔬菜  | 特用作物 |
| 五三   | 四五   | 三〇〇 | 二五   |
| ―    | ―    | ―   | ―    |
| ―    | ―    | ―   | ―    |

| 作物名      | 窒素質肥料 | 磷酸質肥料 | 加里質肥料 | 備考 |
|----------|-------|-------|-------|----|
| 麥類(含ライ麦) | 六、四貫  | 六、一貫  | 一、〇貫  |    |
| 燕麥       | 三、〇   | 四、〇   | ―     |    |
| 馬鈴薯      | 五、〇   | 三、五   | 二、五   |    |
| 豆類       | 一、〇   | 三、〇   | 〇、五   |    |
| 蔬菜類      | 五、四   | 三、〇   | ―     |    |
| 菜種       | 四、五   | 二、五   | ―     |    |
| 除虫菊      | 三、〇   | 三、〇   | ―     |    |
| 桑        | 六、〇   | 一、五   | 〇、〇   |    |
| 肥飼作物     | ―     | 二、〇   | 〇、五   |    |
| その他作物    | 二、四   | 一、五   | ―     |    |

|         |     |    |
|---------|-----|----|
| 既墾地特配   | 四、〇 | 一  |
| 新墾地地力培養 | 四、〇 | 二〇 |
|         |     | 一  |

(ハ) 家畜の導入指導

開拓地に対する家畜導入の必要性は言を俟たない処で、大家畜については中央の現物融資を考慮して現地購買を行い役牛を縣外（岡山・大分）九一頭、縣内三四頭計一二五頭を導入、中小家畜については、開拓者の資金獲得上必要欠くべからざるものであり、縣委託綿羊九五頭を福島縣より導入、一二組合に委託管理の指導に当り、其他當農資金自己資金による家畜導入についても極力勸奨に努めている。

(ニ) 特殊融資に依る當農資材の斡旋

特殊融資に依る當農資材については主旨の徹底を図り、之が現物の入手、その効果的利用につき指導斡旋をしている。斡旋資材は左記の通りである。

| 牛馬車具 | 加工具   | 調製    | 區分  |    | 備考 |
|------|-------|-------|-----|----|----|
|      |       |       | 機材名 | 數量 |    |
| 車鐵ゴ  | 精原押榨  | 製澱動製  | 機材名 | 數量 |    |
| ム    | 麥動麥油  | 粉力    | 機材名 | 數量 |    |
| 鞍車車  | 機機機機  | 粉製脫麵  | 機材名 | 數量 |    |
|      |       | 造穀    | 機材名 | 數量 |    |
|      |       | 機機機機  | 機材名 | 數量 |    |
| 五二三台 | 二三二一台 | 四二三二台 |     |    |    |

(ホ) 開拓地営農技術の向上  
 開拓地営農技術の向上は捷眉の急を要するので、東京農地事務局と共催して十月二十四日から十月二十六日まで三日間営農指導員講習会を開催し開拓地生産増強に関する研究討論を行い、営農指導技術の向上に努めた。

| 農薬                                    | 共同農具  | 個人手農具                             | 畜力農機具   |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| 炭B硫D展銅ウ<br>ス<br>カH酸D膏<br>ル<br>ルC鉛T劑劑ソ | ダ唐大リ人噴<br>箕力<br>ス及工ヤ<br>製脱<br>タ道カ<br>細穀<br>1機具1機器 | 押シホ鎌鋸斧開<br>ヤ<br>1 鋤<br>ベ<br>切ルク 鋏 | 再耕方培カ山兼<br>ル 双用<br>犁 形土チ<br>ブ ハブベハブ<br>ラ ロラ 1 ロラ<br>ウ鞍ウウ1ウウ |
| 一六〇六二二六四二<br>屯 kg                     | 六二二二二二台   | 五五五五五五<br>六六六六六六台                 | 二二二二二二<br>二四四二四二台   |

### (三) 農業協同組合

#### 1 農業協同組合設立並びに解散の状況

昭和二十二年十一月十九日農業協同組合法が公布され、翌二十三年十二月連合軍司令部からの農業協同組合運営に対する重要指示である「農民組織に関する十六原則」の発表があつてから組合の設立も極めて円滑順調に進んで総合事業を行う組合の設立は概ね終つたが、その特殊生産事業組合は逐次設立される氣運にあり、本年八月一日から十一月末までに養蚕一、開拓五、農産加工三、畜産二、薪炭製産一、計二二の設立があり、一方組織が小さく経営能力の低い弱小農業協同組合は現在の如く經濟變轉の甚だしい情勢に対応して経営することが漸次困難のため解散して組合員は既設の組織の大なる経営能力の高い組合へ加入する傾向となり、縣も組織を強固にし財政を健全にせしめるよう指導しており、其の結果八月一日から十一月末までに普通農業協同組合三、開拓農業協同組合一の解散があり、組合員は村單位の農業協同組合へ加入した。

現在における組合は連合会一八、普通農業協同組合二五〇、養蚕農業協同組合六七八、開拓農業協同組合六七、農産加工、農業協同組合二五がありこの外に畜産、薪炭等の農業協同組合が一〇七、計一〇七八、組合員八万八千余名となつた。

#### 2 農業協同組合の生長

十一月十九日は農業協同組合法が公布されて二周年になるのであるが、本年度は設立の段階から経営の段階に入り、しかも經濟安定九原則に基く諸施策の具現に伴い組合経営も過去の経営状況を分析反省せしめて組合財政の健全強化、農村金融の健全性の維持運営に関する機構の整備、職員の素質と能率の向上が最も緊要であるので、八月から十一月まで組合経営の改善合理化を中心として資金の増強、役職員の再教育、優良職員養成等につき次の事業を行つた。

(イ) 財政健全のため出資金の増強

組合が農業生産力の増進を図るには資金を充実することであつて、単位農業協同組合の出資金の最低目標は組合の固定資産と系統機関たる連合会えの出資金に相当する額である。

縣下の單位出資農業協同組合の最低目標額は一億二千四百万円であつて、本年七月末現在は四千八百十四万円であつたが、本年七月中に行つた「農業協同組合資金増強特別運動」に引続き八月中資金増強を行つた結果五千六百八十八万円と増額、八百七十四万円の増加を見たがまだ不十分であるので、本年末迄には六千七百万円程度を目標として出資金の増強を図らしめるため、目下農業協同組合法施行二周年を契期として出資増強運動が縣下に展開されている。

(ロ) 組合金融の健全性維持

組合経営を計画的に運営するためには資金の調達をすることが、最も緊要であるので、本年七月行われた生産増強貯蓄運動に引続き貯蓄増強を行つたところ、八月以降十一月末迄の実績は次の通りであるが、現在米穀甘藷の供出代金が多額に政府から支拂われつゝあるので、目下出資金増強と併せて農業協同組合法施行二周年記念貯蓄運動を実施している。

|       |          |
|-------|----------|
| 七月末現在 | 八億二千二百万円 |
| 十月末現在 | 九億二千六百万円 |

(一億百万円増加を見る)

(ハ) 農業手形の利用

農業生産増強を図るため農家の生産に必要な農業資金の詰つている供出農家に肥料、農機具、農業薬品等を購入せしめるため、食糧供出代金を

見返りとして償還する農業協同組合の取扱に係る農業手形の利用状況は次の通りである。

昭和二十四年二月から十一月まで

利 用 額 八、〇五三万円

利 用 組 合 一二〇組合

利 用 件 数 二七五件

内 訳

肥 料 購 入 四、一三四万円

農 機 具 購 入 三、九〇四万円

農 業 薬 品 購 入 一五万円

昭和二十四年八月から十一月末までの利用額二〇万円（肥料購入一件）

昭和二十四年十一月末現在償還未済額三、六八八万円 八八件

内 訳

肥 料 購 入 二、二〇九万円

農 機 具 購 入 一、四七〇万円

農 業 薬 品 購 入 九万円

農村の金詰りと肥料生産事情の好轉と又肥料價格の値上り等によつて生産資材購入資金として好條件にある本制度の利用は今後益々増大するも



の予想される。

(二) 役員養成長期講習所開催

農業協同組合経営に当るべき中堅人物を養成する目的をもつて「山梨縣農業協同組合講習所」を十月一日開所して農業協同組合の組織経営に関する学科と実務を修得せしめるため、農業協同組合役員三〇名を入所せしめて二カ月間の長期講習を実施した。なお南都留、北都留の両郡は交通其の他の事情等、受講者の立場を考へ特に明年一月早々現地において長期講習会を開催するため準備中である。

(ホ) 実業高等学校生徒に対する特別講座実施

縣下の農業五高等学校の明年三月卒業上級生徒五四六人に対して農業協同組合を理解せしめるため、十月、十一月の二カ月に亘り峡北、峡南、農蚕の三高等学校生徒三二六人に対し農業協同組合法の概論と各論の講義を実施した。なお明年一月から農林、岳麓の二実業高等学校生徒二二〇人を対象として前記三校と同様講義を実施する予定である。

(ヘ) 農業協同組合婦人部青年部及び子供協同組合の設立

農業協同組合の事業経営の向上は組合員の世帯員の協力なくしては到底困難なるため、農業生産に従事する婦人や青年をして眞に農業協同組合の理念と實際を把握し組合経営に積極的に助力せしめる必要があると認め、本年八月から十一月末迄に農業協同組合婦人部十五、農業協同組合青年部五を組織せしめ、又中学校、小学校の生徒児童の勤労意欲と勤儉の風習を向上せしめるために子供協同組合、子供信用組合が一〇六設立され其の貯金高も四九〇万円となつた。

3 農業倉庫

農業生産物、同加工品の保管を受託し又受託物を調整改装し商品価値を高めると共に運搬販売の仲立、取次を行い農家収入の増強を図ることを目

的として縣下各農業協同組合において農業倉庫業法に基き農業倉庫業を営む傾向が顯著となり、本年八月から十一月末までに五十四農業協同組合に對し倉庫業の經營認可を行つた。今後においては農産物の加工時期差等の調整を行い農業生産物収入の増加を図ることが急務であり、現在五十有餘の經營希望があり、倉庫の構造設備及び經營技術につき指導中である。

110

#### 四、治山治水

##### 〔一〕治山事業

本年夏季においてもデラ、キテイ並びにパトリシヤと相次ぐ颱風の襲來に依り一六億圓に余る被害を蒙つたが、この様に風雨至れば必ず巨額の災禍に悩む現状よりしてその抜本塞源の対策である本事業の急施の必要が強調せられると共に、施行当事者の責務の重大性が痛感せられる次第である。なお財政窮迫の今日施工法の技術的改善と創意的工夫に依り経費の節減と効果の発揚に一層の努力を拂わしめて施工の進捗を図ることとした。

##### 1 荒廢林地の復旧事業と保安林

##### イ、荒廢林地の復旧

前期に引續き資材の入手と勞務獲得事情も一層好轉して順調に進捗を見、十一月末現在左表の通り七五%を示し三月における苗木植栽を除き風來村外九カ村は既に工事の完了を見るに至つた。

昭和二十四年度流域別山地治山施設

ロ、昭和二十四年度新生災害荒廃林地の復旧

本年六月のデラ、九月のキテイ並にバトリシヤ等の颱風に依る豪雨は縣下に三一二町歩の林野崩壊を新に生じて下流の耕宅地や道路等を流したが、右の新生荒廃林地中今後の降雨に伴ない崩壊拡大し一層被害を増大する虞れのある要緊急施設カ所に対しては急施を要する次第であるが、これが國庫負担たるべき政府の補整予算が未確定の爲め一時遅延を免れない情勢にあつた。依つて爾來屢次の交渉の結果漸く本事業の緊急性が認められ取り敢えず対策費として政府の緊急特別融資二〇〇万円を受けることになり、次いで第四、四半期公共事業費中より二〇〇万円が第三四半期分として繰り上げ交付せられることに決定したので、これ等を財源として左表の通り十月中旬から一齊に工事に着工し苗木植栽を除き年内には全工事を略々完了する見込である。

昭和二十四年度災害應急荒廃林地復旧事業表

| 種別    | 流域  | 城 | 施行町村 | 施業地面積            | 経費 | 進捗率<br>十一月末 | 苗木植栽を除き工事完了町村 |
|-------|-----|---|------|------------------|----|-------------|---------------|
| 崩壊地復舊 | 笛吹川 |   | 大和外八 | 九一町七七二、七二二、五〇〇円  |    | 七三%         | 菱山、陸澤         |
| 同     | 釜無川 |   | 菅原外五 | 五七、七三一四、四三二、〇四〇  |    | 七七          | 鳳來、円野         |
| 同     | 富士川 |   | 曙外六  | 四六、二三一一、九〇〇、七七五  |    | 七六          | 上九一色          |
| 同     | 桂川  |   | 箕子外九 | 五七、二七一四、二〇四、六八五  |    | 七九          | 河口、寶、忍野、盛里、七保 |
| 同     | 其他  |   |      |                  |    |             |               |
| 計     |     |   | 三二   | 二五三、〇〇六三、二五〇、〇〇〇 |    | 七五          | 一〇カ村          |

ハ、保安林の整備事業

前期報告の通り荒廃保安林の機能復元の爲本年度から新に水源林造成事業を実施することとしたが、本期には國庫負担金五八一万円の交付を得たので総経費九六六万円を以て左表の造成箇所を決定し、所要苗木六七七、〇〇〇本の入手並びに手配を完了し目下山元植栽カ所へ輸送中で、右の内笹子村外二十一カ村二五二町歩に対しては秋植実施中である。

昭和二十四年度水源保安林造成箇所表

| 流域  | 施行町村 | 施業地面積 | 経費         | 備考            |
|-----|------|-------|------------|---------------|
| 桂川  | 七保外二 | 七町一〇  | 二、一三〇、〇三〇円 | 経費中には設計監督費を含む |
| 秋山川 | 秋山   | 二、九〇  | 八六一、〇五一    |               |
| 丹波川 | 丹波山  | 三、七〇  | 一、一〇、九〇〇   |               |
| 富士川 | 五開外一 | 二、四〇  | 七三六、六四四    |               |
| 早川  | 曙    | 一、三〇  | 三八六、四〇〇    |               |
| 釜無川 | 芦安   | 二、一〇  | 六三九、九七五    | 同             |
| 計   |      | 一九、五〇 | 五、八六五、〇〇〇  | 同             |

| 流域  | 施行町村     | 造成面積   | 経費         | 備考            |
|-----|----------|--------|------------|---------------|
| 笛吹川 | 玉宮村外五カ村  | 八八町〇二  | 二、五五八、五二四円 | 経費中には設計監督費を含む |
| 釜無川 | 大泉村外五カ村  | 七八、一八  | 二、二九二、九七六  |               |
| 富士川 | 穂積村外五カ村  | 五一、〇七  | 一、四四二、四七九  |               |
| 桂川  | 笹子村外八カ町村 | 一〇一、七一 | 二、七八三、九二八  |               |
|     |          |        | 同          |               |